

Title	高麗前期の「地代」に就て：田柴科体制下に於ける「地代」の意義と比重
Sub Title	The Kong-jeon (公田) in the early reign of Koryeo (高麗)
Author	姜, 晋哲(Kang, Jincheol)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.52, No.3/4 (1983. 1) ,p.1(341)- 32(372)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

高麗前期の「地代」に就て

—田柴科体制下に於ける「地代」の意義と比重—

晋 哲 晉 哲

目 次

はしがき

- 一、私田の「租」と「地代」
- 二、公田租（成宗十一年「判」）の性格
- 三、土地經營と「地代」の比重

はしがき

前近代社会に於て、「地代」が頗る重要な社会經濟史的意義をもつことは、改めて云うまでもない。高麗前期（建国より武人政權の成立まで。918～1170）の社會に於ても、勿論、地代の問題は重要であった。しかしながら、殘念なことに、この時期の地代が果して如何なるものであったか？その意味・内容・在り方などが、

今の所、あまり明瞭でない。これから、しばらく、高麗前期の地代に就て述べることにするが、あらかじめ、次のようなことをこ

とわっておきたい。地代の問題は、前近代社会のそれを論ずる場合、所謂「封建地代」の問題とも関連して、かなり難しい理論的な論議が必要である。だが、私は、こゝで、理論的な問題の論議にふかく立ち入る余裕がない。私は地代を、「土地利用者（借地農・小作人）が借りた土地の働き（土地用益）の代価として、土地所有者（地主）に支払うところのもの」であると、一応、解釈しておく。こゝでも、又、前近代社会、とくに、韓國のようなアジア的前近代社会に於ける、土地の「所有」の問題がかなり複雑な含みをもつわけであるが、これについても、ふかくは立ち入らない。必要に応じて、ごく簡単な説明が加えられるであろう。

一、私田の「租」と「地代」

「地代」の事となると、当然それは「租」＝「租税」との関係が切り離せないので、先ず、「租」の事に就て考察しなければならない。『高麗史』その他の文献を読むと「公田租」、「私田租」、「公・

高麗前期の「地代」に就て

「私田租」、「田租」と云う用語がかなり頻繁に出てくる。これは土地を耕作する農民が、國家や「田主」に支払う穀物税の事であるが、高麗時代の「租」に関する法規に依ると、公田租は、「四分取一」即ち、収穫高の四分之一をとりあげる四分之一税、私田租は「二分取一」即ち、収穫高の二分之一をとりあげる二分之一税と規定されている。これとは別に建国直後のごく初期に於ては、農民から収穫高の十分之一⁽¹⁾をとりあげたと云う、十分の一税の記録もはつきりと出ている。即ち、「租」率に就ては、以上のように、三通りの基準があつたように記録されている。これは、高麗史の専攻者なら誰でもよく知っている常識的な話で、改めて説明を加える必要はない。こゝで先ず注目される事は、私田の「租」が、公田の「租」に比べて、丁度二倍になつている事実である。そこで、私田の「租」は何故に公田の「租」より二倍も高くなつてゐるのか?、公田と私田との間で、このように大幅にレートが異なる租率が適用された理由は、一体どこにあつたのか?このような疑問が専門家達の間で注意を引くようになつた。そして、いわゆる十分の一税なるものの実質も、又如何なるものであつたかが論議されるようになつた。

十分の一税法に関しては、従来、これは只の金看板的なものであつたにすぎないと認め、その実在を疑う否定的見解が有力であった。⁽²⁾かりに、その実在を認めるにしても、それが施行された期間は短く、成宗十一年(992)、公田「四分取一」の税法が制定されて以来、旧來の十分の一税法は新規の四分之一税法によつて、⁽³⁾とり代えられたものと考えられてきた。この問題に就ては、後ほ

ど、又、ふれる事にする。公田と私田の差率収租の問題に関しては、従来、次のように理解されてきた。高麗の土地制度を研究された初期の研究者達は、大てい、「土地公有」制の立場から研究を進めていた。「土地公有制」つまり国有制の立場に立つ限り、すべての土地は「国田」=国家的所持地であつて、公田と私田とを問わずその間に、本質的な性格の差異が認められる筈はない。公田も、私田も、同じ「国田」であり、公田民も、私田民も、同じ「国田」民であると解釈される。それにも拘らず、実際に於ては、公田と私田に対しては大幅にレートの異なる差率収租の法規が適用され、私田民は公田民に比べて、丁度二倍に当る重い「租」を負担した。「土地公有制」=「国有制」の立場に立つ研究者の目から見ると、これは甚だ解し難いむづかしい問題であった。

そこで、彼らは、公田民、私田民に課せられた「租」負担の差異を、公田民、私田民が国家に対して荷う、全体的な「税」負担のバランスの上から理解しようと試みた。公田民、私田民を問はず、農民達は、ほぼ公平な「税」(「租」をふくむ「徭役」・「貢賦」などの負担)を、国家に対して負担した筈なのであるが、私田民の「租」の負担が、公田民のそれに比してはるかに重かつたのは、その重かった割合だけ、私田民は「租」以外の他の「税」負担、例えば「徭役」の負担などに於て、蠲免その他の方によって、⁽⁴⁾国家的収取を軽くしてもらつ恩恵を蒙つたからであろうと解釈した。

右のような解釈は、一つの思い付きとしては可能であろうが、いろいろと納得し難い無理な点がある。先ず、高麗時代の土地所

有關係を「土地公有制」」「土地国有制」の立場から理解しようとしたのが、今の研究水準から考へると、無理である。「土地公有制」の理論を以てしては、高麗時代の土地所有關係は説明出来ないと思う。何よりも重要な事は、私田民に対し「徭役」の蠲免、その他の国家的恩恵が与えられた証拠、つまり史料の裏づけが全くないと云う事である。要するに、先程の解釈はかなり素朴な理解の仕方であって、公田・私田の差率収租の問題に関して、その核心を衝いた議論とは考えられない。「土地公有制」論者達は、公田・私田を共に同質の「国田」であると見做し、公田・私田の上に立つ土地所有關係の本質的差異を見きわめようとしなかつたので、差率収租の問題に就ても、甚だ莫然とした理解の仕方に終つて了つた。

差率収租の問題を正確に理解する為には、先ず、「土地公有制」の上に立つ理論的立場を克服しなければいけないと思う。大分古い話になるが、私は今から約十六年前に、「⁽⁵⁾高麗前期の公田・私田とその差率収租に就て」と云う論文を書いた。この論文の中で、私は多くの誤りを犯しているが、私田を「収益を分半する小作制に依つて經營された土地」と見做し、私田租を「小作料」即ち「地代」と認識したのは、今でも正しいと考える。尤も、その頃私が、「私田」と対称せられるべき地目の中に、「公田」(國家・王室の所有地)と民田(自立的自営農民の所有地を主となし、両班・郷豪の所有地をもこれに含める)とが各々べつべつに存在したかのように考へ、私田租(二分之一税)と共に公田租(四分之一税)も「小作料」「地代」であり、民田租のみが農民が国家に

対して負担した「租税」であったと理解したのは、大きな誤りと云わねばならない。後程、改めてふれる事にするが、民田は公田の一科目(三科公田)と見做すのが妥当であり、成宗十一年の「判」に依つて規定された公田租の法規は、「地代」とは関係のない、「地税」をとり立てる場合のみに適用された租率であると見るべきである。私が私田租と関聯して「小作料」「地代」の問題をとり上げたのは、「土地私有」と「私有地」の用益代価としての「地代」を認めた上の事であり、このような発想が「土地公有制」を批判し、それを克服しようとする立場から出発したのは云うまでもない。

私の論文が出てから間もなく、旗田巍氏が「李朝初期の公田」、「高麗の公田」と云う二つの論文を相繼いで発表された。⁽⁶⁾これは公田の問題をとり上げた研究ではあったが、高麗前期の公田租、私田租の差率収租の問題にも言及され、頗る鮮明にその本質を衝いている。ごく簡単に、氏の研究成果を紹介しておこう。氏の見解に依ると、公田は一科公田(庄宅田・王室御料地)・二科公田(中央・地方の官庁の附屬地、公廨田)・三科公田(民田)に分類される。先程、かつて私が公田と民田とを並列的な地目として把え、全国の耕地を公田・私田・民田の三通りの地目に分類した事に就て述べておいたが、これは適当でなく、少くとも税法の適用に於ては、矢張り、民田は公田の中に含まれるべきものと見るのが妥当であると思う。公田租と私田租の差異に就て、氏は、前者は「地税」であり、後者は「地代」であると頗る鮮やかに指摘された。私田租を「地代」と見做す限りに於ては、氏と私の意見

は一致している。なお、氏が、公田の租と私田の租とが異質的な概念である事を見きわめ、公田租と私田租とを「地税」・「地代」と云う相対的な概念で把えられた事は、公・私田の差率收租の問題を本質的に衝いた、今までにない重要な発言であった。氏の発言に依り私田租」「地代」の問題は本格的に、且つ、実証的にとり上げられる、大きな發展的契機が与えられた。かようにして、高麗社会に於ける地代論の中心課題は、何よりも私田租の問題を追求する事から出発しなければならないことがほぼ明らかになつた。

私田の租を「地代」と認めたのは正しい。後に述べるように、私田租のみが「地代」であつたわけではないが、私田租は、高麗社会に於て最も代表的な「地代」であった。ところが、私田租はどう云う意味で「地代」であるのか？私田租が課される私田は如何なるものであるのか？旗田氏も只問題を提示しただけでこのことは今までに殆んど説明されてない。しばらく、私田と私田租に就て述べる事にしよう。

公田・私田の实体が何かに就ては、異見が多く、未だに定説を見ない有様である。⁽⁷⁾従来の学説に依れば、公田・私田は「租」の帰属関係によって区分されるもの、と考えられていた。例えば、国家（具体的には豊儲倉・広興倉などの国家的收租機關）や、王室（内庄宅）、公的機關（中央・地方の諸官厅など）に対して「租」を納める土地は公田であり、國家が指定した一定の私人（官人・軍人など）に対しても「租」を納める土地は私田である、と理解されてきた。これが、今までほぼ通説になつていて、所謂「收租權」

理論に基づく公田・私田の区分である。部分的には正しく、勿論、誤りではない。このような理解の上に立つ研究者達は、高麗の土地所有關係に就ては、多かれ少なかれ、「土地公有制」」「国有制」の立場に拠っていた。「土地公有制」「国有制」の立場に立つ限り、全国の土地は国有であつて、公田であろうと私田であろうと、国有に属する土地であるから、そこで取り收められる「租」は、当然に、「地主」である国家が、その耕作者である「佃戸」に對して支払わせた「地代」である、と見做されるべきものであった。「土地公有制」「国有制」を前提にし、且つ、「收租權理論」に基づいて公田・私田を区分する以上、「地税」と「地代」との相対的概念や「地税」に対立する「地代」の理論などは生れ出る余地はない。従つて、このような程度で私田を理解する枠の内では、私田租を「地代」と見做し、これと異なった次元に於て公田租を「地税」と認むるべき根拠は、容易に見出されないのである。「地税」に対立する「地代」の理論を引き出す為には、も少し進んだ新しい基準にもとづいて私田の解釈を試みるのが必要であろう。

私田租と「地代」とが正しく結びつけられる為には、先ず、私田の实体を土地所有権と土地用益の側面から、改めて考察すべきである。私田が如何なる地目の土地であったか？この事に就ては、義倉法に関する、例の有名な顯宗十四年（1023）閏九月の「判」に、可成り詳しく説明されている。これに依ると、政府は全國の耕作地を三等級に分類して、義倉米を徵収する事を決定しているが、第一等級の土地からは、一結当たり租三斗、第二等級の土地からは、同じく租二斗、第三等級の土地からは、同じく租一

斗を取り立てた。第一等級に該当する土地は一科公田であり、第二等級に該当する土地は二科公田、及び宮院田・寺院田・両班田であり、第三等級に該当する土地は三科公田及び軍人戸丁（軍人田）・其人戸丁（其人田）である。三等級の「科」に分れる公田の内容に就ては、既に説明を加えた。公田以外の地目、つまり、宮院田・寺院田・両班田と軍人田・其人田とが私田に當るわけである。私田の各地目について、ごく簡単に説明を加えよう。

私田の地目の中で、最初に挙げられた宮院田は宮院の土地である。宮院とはふつう王族の住居である宮殿を指す。王の妃嬪を「宮」又は「院」と称したこともある。宮院には管理人である職員が配置され、土地のほか、奴婢・魚梁・塩盆などの財産が附属していた。宮院田とは、つまり、宮院に附属する土地の事である。宮院の中には、王族の「所有」する私有地もあつたし、又これとは性質が異なる、ただ単なる収租地もあつた。収租地の代表的なものとしては、内庄宅・寺院と共に宮院に分給された、「莊」「處」の土地を挙げる事が出来よう。⁽¹⁰⁾ 宮院に対して、両班の田柴科のよくな収租地が与えられた事はない。⁽¹¹⁾ 然し収租地としての「莊」「處」の土地が、果して、二科公田に対応する私田としての宮院田の中に、含まれていたかどうかは、可成り疑問であつて、(後述参照)、二科公田に対応する私田としての宮院田は、主に王族の「所有」する私有地であったと考えたい。このような私有地は、新羅時代の王族達の私有地を譲り受けたもののほか、国王の特別な恩恵による賜与、買取・開墾などいろいろな方法でもつて、拡大されて行つたものと思う。似たような形で、寺院も莫大な私有

地を蓄積していた。宮院・寺院の私有地の所有権が宮院・寺院側にあつた事は当然であつて、これを疑うべき理由はない。こういう私有地を「土地公有制」＝「国有制」の概念で論議する事は、甚だ無理だと云わねばならない。

宮院・寺院の私有地の經營の仕方には、いろいろな方法があつたであろう。手持ちの奴婢を使役して無償で耕作させる事も可能である。特權的な地位を利用して附近の農民を徭役に狩り立て、彼らの労力で耕作させる事も考えられる。このような場合には、耕作労働力は無償であるから、収穫を一定の比率で分けあう必要はない。従つて、「租」（小作料＝地代）などは成立する余地がないのである。ところが、宮院・寺院がその私有地を農民に貸して耕作させ、借地人である耕作農民から土地用益の代価を取る事もあつたのである。この場合に於ては、地代としての小作料が成立するわけであるが、ふつう、このような小作料＝地代をも「租」とよぶ慣習である。⁽¹²⁾ 韓国に於ける小作料の比率は、古くから分半収益、すなわち「二分取」（五〇%）であつて、その伝統は頗る長い。『高麗史』に記載された私田租「分半」の規定は、小作經營が行われる土地の小作料、つまり、地代をとる比率を決めた法規の表れと見て先ず誤りはあるまい。『高麗史』その他の文献にて、「租」と云う用語は、大てい二通りの意味に使われている。一つは、自分の民田を耕作する自立的自営農民が、國家に対しても負担する穀物税の事であり、もう一つは、佃戸が田主に対して支払う単なる「穀租」にすぎない。前者の場合、自分の民田を耕作する自立農民は、実質的にも、名目的にも、民田の所有者であつ

たから、彼らが國家に納める穀物税が、「地代」の意味をもつとは考えられない。单なる「租税」あるいは「地税」と見るのが妥当である。後者、すなわち田主と佃戸の間に成り立つ「租」は、佃戸、すなわち小作人が、田主、すなわち地主に対して支払った小作料¹⁶、「地代」と解して、何ら差しつかえがないと思う。かように、「租」と云う用語は、用語それ自体の表現は同じであっても、全く異なる二通りの内容をもつものであり、それは、ある時には、「地税」の意味に使われる事もあり、又、ある時には、「地代」の意味に使われた事もあった。混乱のおそれが夥しい、二つの相異追求を怠ったが故に、公田・私田の「租」の本質、引いては差率で、あるかのように理解せられ、その内容の差異をきびしく区別する収租に関する問題が大へんつかめにくかつたのである。

『高麗史』に記録として残る、公田租（四分之一税）と私田租（二分之一税）の問題は、次のように考えれば、割合にたやすく理解出来ると思う。公田租は、民田農民が國家に対して負担した「地税」であり、公田租率は「地税」の負担率をとり決めた規定である。これに対し、私田租は、小作經營が行われる私有地の小作料であり、私田租率は小作料、つまり「地代」の負担率をとり決めた規定であると考へればよい。尤もすべての「私田」の租が必ず「地代」の形のみに於て実現されることは限らない。同様に、又、すべての公田租が、必ずしも「地税」の形のみに於て実現されるわけでもない。例えば(A)と云う人の民田の上に、(B)と云う軍人に与えられた、軍人田が設定された場合を考えて見よう。軍人

田はその「租」が國家に帰属したのではなく、國家が指定した私人¹⁷（軍人）に帰属したと云う意味に於て、私田と見做さなければならぬまい。軍人田の耕作者(A)は、当然、収租権者である軍人(B)に対して「租」を負担する。しかし、この場合、軍人(B)は名目的にも、実質的にも、彼が、そこから「租」を取り收める事が出来る軍人田の所有者ではあり得ない。只國家から収租権を認められた収租権者にすぎない。國家に納められるべき筈の「租」が、国家の承認の下に於て、軍人戸に帰属したまでの話である。軍人田に編入された土地は、依然として、もともと、それを民田として持つてゐた(A)の所有地なのである。軍人田への編入を契機として、「租」の帰属先は変つたけれども、所有の主体に変動がおこるわけではないのである。(A)が(B)に対して負担した「租」の率は、従来彼が國家に納めた「地税」の場合と同じ、四分之一税率であつて、それ以上にはね上つた筈はないのである。このように軍人田は私田ではあつたけれども、軍人田（私田）の中で成立する「租」は、「地代」の形に於て自らを実現したものではない。

公田租に就ても、同じような事が言える。先程、公田租は民田主が國家に納めた租税、つまり、「地税」であると述べた。民田は大ていの場合、自立的自営農民の耕作地であったが、何もそれに限る事はない。両班や郷吏などが持っていた「所耕田」も民田と云う名の下によばれたと思う。自立的な自営農民にしても、その耕作地が自家經營の能力以上に広い場合には、小作經營をとる事もあり得たであらう。両班や郷吏の「所耕田」は勿論のこと、一般農民の場合に於ても、彼らの民田が小作經營をとる事は可能で

あつた。このような場合、民田租・公田租は「二重の構造をもつ。

一つは、民田主が国家に納める租・「地税」であり、もう一つは、民田主がその土地を貸し与えた小作人から取る小作料・「地代」である。何も公田租は「地税」の形のみに於て、自らを実現するとは限らない。民田のみならず、国王の領有地——国王としてもつその所有地も、又官庁の附屬地としての官有地も、公田とよばれた。国王や官庁が土地所有者として、国家に「地税」を納めねばならぬ義務があつた筈はないのであるから、このような公田（一科公田・二科公田）は「地税」の負担は全くかゝらぬ土地である。かような公田に於ける「租」は、その公田が小作經營を前提とする限り、小作料・「地代」以外の形はとり得ない。⁽¹⁸⁾この場合の「租」は、「地税」としての公田租とはおよそ係りがないのである。

上述した事を要約すると、公田租も私田租も、共に「地税」、「地代」と云ふ二通りの内容を持つてゐるので、公田租は「地税」であり、私田租は「地代」であると云つた工合に、簡単に割切ることはとても出来ない。しかし『高麗史』が伝える、四分之一税の公田租と二分之一税の私田租に関する規定は、それぞれ、「地税」と「地代」の收取率をとり決めた法規の表れと見てよい。但し、話を繰り返すようであるが上記の公田租率がすべての公田に適用されたわけでもなく、又、上記の私田租率がすべての私田に適用されたわけでもない。只四分之一税の公田租率は民田（「莊」・「處」田をも含む）と云ふ公田のカテゴリーの中で適用され、二分之一税の私田租率は小作經營が行はれる、私有地なる私田のカテ

ゴリーの中で適用される事を前提にして、作られたものである。例外（「地税」の形をとる軍人田・私田租と「地代」の形をとる一科・二科公田租）があるのは「租」の本質・内容から由来するものであつて、決して上記の租率が制定された本来の趣旨と、お互いに矛盾するものではない。一律的に、公田租は四分一租率、私田租は二分一租率のみに依つて、收取されねばならないと云う拘束はない。「租」の性質に依つては、公田に二分之一租率（地代率）、私田に四分之一租率（地税率）が適用されても構わないのである。

義倉米を徴収する法規を設けた顯宗十四年の「判」に依れば、前にも述べたように、私田の地目は宮院田・寺院田・両班田（二科公田に対応）と、軍人戸丁（軍人田）、其人戸丁（其人田・郷吏田）——以上三科公田に対応——とに分類されている。これには殆んど全ての私田が網羅されていたと思う。このうちで、軍人田の「租」が「地代」の意味をもつものとは考えられない、その理由は先に述べた通りである。其人田の租もおそらく同様であったであろう。軍人田・其人田は所謂私田租率（二分之一税）が適用される対象である、と云つた意味での私田ではない。「租」の帰属関係で私田と見做されたにすぎない。宮院田・寺院田のうち、例えば、「莊」・「處」田の如き収租地の「租」は「地税」と同質のものであるから考慮外におくとして、小作經營が行われたその私有地の「租」は「地代」である。二科公田に対応する宮院田・寺院田は、その「租」が「地代」として実現される私田であったと見るべきである。

両班田に就て云えば、その性格は少し複雑である。両班田は両班の私有地ではない。田柴科法に依つて支給された収租地にすぎない。両班田は私田であり、今までには、私田の最も代表的なものと考えられてきた。ところが両班田の「租」となると、それが、いわゆる「地代」であったのか、「地税」であったのかは、今の所、それを断言出来る決め手の史料はない。私田であったから、一律的に私田租率（二分之一税・地代）が適用されたと決めつけるわけにゆかない事は、既にくりかえして説明した通りである。かりに、両班田が民田の上に設定され、両班はその収租地（両班田）の「租」を民田の耕作者（所有主）から取り收めたものと仮定すれば、両班田の「租」は「地代」とはなり得ない。これは、先程説明した軍人田の場合と同じ理窟である。果して、両班田の「租」は「地代」とは関係がないものであろうか？ そうであったとは考えられない。

前に述べた義倉法の規定に依ると、両班田は宮院田・寺院田並みに、租二斗の義倉米を負担している。義倉米は田地を対象にして賦課される事になつてゐるが、現実的にそれを負担したのは、土地の所有主と見なければなるまい。他人の土地を借りて耕作する小作人が、義倉米を負担したとは考えられない。民田の義倉米は民田主が負担し、宮院田・寺院田の場合に於ても、各々その所有主である宮院や寺院が負担したであろう。公田（王室・官庁の所有地）の場合も同じである。両班田の場合に於ては、それが両班の私有地ではないのだから問題はあるが、矢張り、両班と見なければならない。これに就て、も少し説明を補充しておこう。

義倉米の負担に於て、両班田が宮院田・寺院田と同列に並んで、同額の賦課（租二斗）を支払わされた事は、何となく両班田が宮院田・寺院田と同じレベルの土地であつた事実を示唆するかのようである。宮院田・寺院田の場合、「地代」の形に依つて、その「租」が実現されたように、両班田の場合もそうであつたらしいような印象をうける。仮りに両班田が民田の上に設立され、両班が国家の代りに民田主から「租」（「地税」）を取り收めたとすれば、いろいろと解し難い疑問が起つてくる。両班田に組み込まれた民田は、只その「租」の帰属先が変つただけで、土地の所有権それ自体に変化があつたわけではない。民田（両班田の義倉米（結当り租二斗）は当然に所有者である民田主が負担した筈である。民田主である農民達は、義倉米の恩恵を蒙る事が、最も大きかったのであるから、彼らが義倉米の負担を免れたわけはない。同じ義倉米を両班と民田主とがわけ合つて両方で負担したとも考えられない。矢張り、両班田の義倉米は民田主が負担したと云ふ事になる。すると、次のような矛盾が起つてくる。同じ民田の所有者でありながら、両班田に組み入れられた民田主の場合には、結当り租二斗の義倉米が賦課せられ、ふつうの民田主、つまり三科公田の場合には、結当り租一斗の義倉米が賦課せられた事になり、負担に倍額の差がある。これは明らかに不合理な矛盾した事だと云わねばならない。両班田が民田の上に設立せられ、従つて、その「租」が「地税」の形で実現されるものと理解する立場をとれば上のような疑問や矛盾につき当る。矢張り、両班田の「租」は「地代」の形で自らを実現するものと認めるのが、正しい見方

だと思う。それでは両班田の「租」が、「地代」つまり小作料の意味であつた事を、どう説明すればよいか、以下少しこれに就て述べよう。

くりかえすようだが、両班田は両班の私有地ではない。だから両班田の「租」」「地代」は、両班の私有地の中で成立した「地代」ではない。両班田が如何なる性質の土地であるかに就て、私は次のような見解をもつてゐる。両班田は、もともと、新羅末、高麗初の豪族達の田荘と系譜が連るものであるが、その田荘は、田柴科を中心とする新王朝の土地制度が新しく編成されるに際して官人の収租地として編成替えをさせられたものだと考える。羅末・麗初の豪族達は、旧くから禄邑や田荘の形で広大な土地を支配した事は、よく知られている通りであるが、このような豪族達の土地支配は、高麗王朝の中央集権的な支配体制が進み、地方に割拠する豪族達の勢力が弱まるにつれて、漸く否定されるようになつ⁽²⁰⁾た。禄邑は豪族の支配を離れて、国家の郡県的支配組織の中に直接組み入れられ、田荘は官人収租地に改編されたものと思う。田荘は豪族達の莊園であり、その經營形態は、附近の農民を狩り立てて、彼らの徭役で耕作したり、奴婢を使役して無償で耕作に当つたり、小作經營を行つたりする、いろいろな仕方があつたであろうが、「地代」をとる地主的小作經營も大きな比重を占めたものと思う。田柴科の編成に際して、国家は上記の豪族達の田荘を、一応、国家に回収した形をとり、改めてそれを官人収租地＝両班田に組み替えたのではないかと考える。高麗初期の両班つまり官人は、その大部分が豪族の出身であった。豪族達の田荘が回収さ

れ、それが官人収租地＝両班田に編成替えさせられても、総体的に見れば、土地支配の「階層的」構成の面に於ては、左程大きな変化は見られない。両班田の性質を以上のように解釈すれば、両班田＝官人収租地に於て成立する「租」を「地代」と見る事は、大きな誤りを犯すことにはならぬであろう。両班田＝官人収租地の所有権の帰属が問題になるであろうが、強いて言えば國家の所有と云つた意味にとれないこともない。しかしこれは国家の所有に属する二科公田（官有地）などとは、全然異つた土地である。その「所有」は——法律的な意味の主体はともかく——現実的には全体の官人群集団に属すると見るのが適當かも知れない。

説明がずいぶん長くなつたが、上述したことと要約すると、収穫の二分の一を取る私田租は「地代」であり、その租が地代の形で実現される私田なるものは、地代の收取を前提とする小作經營の土地であった。このような私田租（五〇%・地代＝小作料）の主体となる私田は、具体的に云うと、宮院田・寺院田などの私有地と、又、これに準ずる両班田とであつた。これらの私田は、たとえ名目は同じであつても、その租が「地税」の形で実現されたと思われる軍人田＝私田などと、同じ概念であるとは云えない。軍人田は、その租が私人に帰属したと云ふ意味に於て私田であつた。宮院田・寺院田は、その「租」が「地代」を意味する私有地である限りに於ては、収租権理論とは何ら関係のない私田であつた。このように、異なる両様の内容・意味をもつ「私田」・「私田租」が、きびしく使い分けられることなしに、同じ文字を以て、永く表現し慣習はされて来た所に、大きな混乱が生じる素地があつ

た。

二、公田租（成宗十一年「判」）の性格

高麗前期の田柴科体制下に於ける「地代」の実体・在り方は、大体、上述した通りのようなものであった。しかるに、ちかごろ、このような考え方を真正面から否定する、反論が出てきた。こゝ二年ばかりの間、李成茂氏の「高麗・朝鮮初期における土地所有権に対する諸説の検討」・「公田・私田・民田の概念——高麗

・朝鮮初期を中心として」及び 金容慶氏の「高麗前期の田品制」⁽²¹⁾と云う三つの論文⁽²²⁾が相繼いで発表されているが、これらの論文の趣旨は、地代論の理解の上で、私とは大いに見解を異にしている。余り詳しく立ち入る余裕はないが、必要な部分だけごく簡単に、その要旨を伝えておこう。先ず、李氏の見解を紹介すると、

大要は次の通りになる。

(1) 従来、高麗時代の田租は、公田の四分一租と、私田の二分一租とが、一本立ての形で並存したかのように理解されてきたが、これは誤りであって、実は、公田の四分一租と、私田の二分一

租のほかに、民田の十分一租が、三本立ての形で並存し、田租は三種類の形態に分かれていた。(2) 有名な成宗十一年の「判」として表れる、公田租に関する規定は、民田とは何らの関係がない。こゝで問題になっている公田は、国有地としての公田の事であり、その租は、国有地が小作制の形態で経営される場合の「租」つまり、小作料=地代である。(3) 民田の十分一租のみが「地税」であり、これは高麗時代の全期間を通じて、始めから終りま

で何らの変化なしに、存続した。(4) 民田は何らかの形に於て、収租地である、と云う事になるわけだが、「租」が国家に帰属する国家収租地である場合に於ては、その租を出す民田は公田であり、「租」が私人に帰属する私人収租地の場合に於ては、その「租」を出す民田は私田である。但し この場合に於ては、「租」は一律的に収穫高の十分の一を納めるのであるから公田・私田の差率収租の問題は起り得ない。(5) 公田の四分一租は、民田の租税=「地税」としてはそのレートが余りにも高すぎる。⁽²²⁾ (6) 私田の二分一租は、私有地の小作料=「地代」である。

李氏の見解を検討して見ると、公田租「四分取」は、租税（地税）率としては高すぎるとなす(5)の部分と、(6)の部分、すなわち、私田の二分一租が「地代」であるとする部分は、大体、意見が一致しているが、他の部分に就ては、私と見解のひらきが頗る大きい。李氏の立論もそれなりの理由がある事であるから、これを誤りであると断定することはむずかしい。しかし、彼の説には実証的にかなり多くの無理と疑問がある。先ず、それを指摘して論議を進めよう。

問題を解決する、決め手になる最も重要な事は、果して、民田の十分一租なるものが、高麗時代の全期間を通じて、始めから終りまで存続したかどうかである。民田の十分一租を想定すべき根拠は充分にある。しかし、いわゆる、民田の十分一租なるものは、只单なる収租の率を決めただけのものではなく、「以田一負出租三升」つまり一結当たり三十斗（二石）の「租」を収奪する事を内容とするものである。これは、高麗の太祖が即位の直後に下した

教の中で、そう明記されているのであるから、まず信じてよい。こゝで肝心なことは、民田租の率よりも、「租」それ自身、つまり現実的な収奪の分量であった筈である。若し、收租率と收租額との間に、何か解け得ない大きな矛盾があるとすれば、現実的収奪量である租額よりも、租率を疑つてみるのが順序である。民田の租が収穫高の十分の一である事を前提にすると、一結当たり二十石の租を出した土地の生産量は、二十石に該当するわけである。果して、高麗の建国直後の時期に於て、一結当たり二十石を生産する土地が、ありふれたものとして存在したであろうか？十分の一の租率に基づいて二石の民田租を取つたとすれば、一結当たり二十石の収穫をあげる民田が、租の額を決める一般的基準になつていたのであるから、そのような民田は、何も極端に珍しいケースを指したものではあるまい。特別に稀なケースを基準にして、租の収取量が決められたとは思えないからである。かなりふつうのケースが基準になつたであろう。一結当たり二十石を収穫する民田は、割合にありふれた普通の土地であつたと見るべきである。果して、そう考えてよいかどうか？ 肯定的な立場をとるのは甚だ無理だと思う。

周知の通り、高麗末期に科田法が制定された時の結当たり収穫量が二十石であった。⁽²³⁾ 結の内容に変動はあつたが、高麗建国直後の結当たり収穫量（二十石）が末期のそれと完全に一致するのは、怪しいと疑いたくなる。おそらく、これは末期を基準にして、建国当時の生産量を適当に割出したものであろう。成宗十一年の「判」⁽²⁴⁾に照して見てもごくまれにしか存在しなかつた筈である上田の、

一結当たりの収穫高⁽²⁵⁾は、十五石（本文）乃至十八石（細註）にすぎない。二十石とは大分ひらきがある。金容慶氏は、後述するように、推理に推理を重ねた結果一結当たり二十一石の収穫をあげる民田がかなり広く実在した事を前提にして、民田の十分一租に関する史料の記録に就て、疑いをはさむべき理由はない事を実証しようと試みたが、成功したとは思えない。太祖が建国の直後に民田租「十分取一」の原則を立てまえにして、一結当たり二十石の租を収奪した事は、たとえそのような収奪が行われた、具体的な細い状況についてはよく分らないにしても、まず事実と見做さねばなるまい。ところが現実的に収奪した租の量は、史料に依つて確めえる収穫高の十分の一をはるかに上廻るものであった。太祖が決めた租率（一〇%）がそのまま守られたとは考えられない、おそらく守る意思もなかつたであろう。租率に就ては、何か裏のカラクリがあつたようで、とても信じ難い。このような租率を現実的なものと認める事が出来ようか？「十分取一」を標榜した民田の租率は、只一つの金看板にすぎぬものと考えるほかはない。

次に、公田を国有地であると為す議論であるが、これにも亦、頗る大きな疑問が残る。成宗十一年の「判」に依つて、公田租が「四分取一」と決められ、又この租率によつて納めるべき公田租の量が細く規定された事は、当然に国家財政の基礎となる租税収入の確保・増加を目指した措置と見做すべきであろうが、当時の国家財政に於て、国有地の「租」が果してどれ程のウエイトがあつたか、些か疑問である。国有地は国庫に納める「地税」の負担はない。国有地としての公田の租は、それが小作制によつて經營

される場合、小作料＝地代の形で実現される。国有地としての公田は、史料にその名称が表れた限りに於ては、公廨田（中央・地方官厅の附屬地）・籍田・学田・屯田などの名義をとる地目であった。これらのうち、屯田を除いてはみな財政的に左程重要な土地ではない。その面積がとくべつに広いわけでもない。軍需の財源になる屯田は国家財政の上から見て、かなり重要であったと思われるが、これが民間の小作に委せて經營されたとは考えられない。仮に上記の地目に属する国有地でひろく小作經營が行われたとしても、そこから生ずる「地代」の収入は、国家財政の全体の枠から考えれば、殆んどともに足らない。このような国有地を対象にして、成宗十一年「判」の公田租に関する法規が制定されたとは思われない。史料に地目の名義が残らない特別な国有地があつたかも知れない。しかし、史料の上で全く名義が消えてしまつたような土地なら、国家財政の上から見て、とくべつに、挙げるに足らぬ、微々たる存在であつたろう。成宗十一年の判は、そのような土地を対象にして作られたとは考えられない。

李氏は、成宗十一年「判」の公田租（二十五%）は、主として国有に属する荒蕪地を開墾した場合に、適用されたものと主張する。荒蕪地は国有地と私有地の区別があつたわけであるが、国有の荒蕪地を開墾した場合、私有地並みの租（五〇%）を課すれば余り成果が挙がらない。そこで、国家は、国有に属する荒蕪地の開墾を奨励し、「租税」の収入を殖やす為に、開墾者に特別なフェーバを与えて、その租（地代）を私有地のそれの半分にしたのであると強調する。一理があるようでもあるが、よく考えて見るとこれは

かなりおかしい議論である。当時、宮院田や朝家田は、附近の農民を徭役に狩り立て(26)彼らの無償労動に依つて耕作されるのが、けつして珍しくなかつた。このような権力層の土地は、主として無償労動力を投入する直営制の形をとるのが、その基本的な経営形態であつたかのようにも思われる。「朝家」は国王ないし国家の意味で、朝家田の一部は国有地と見てもよい。このような国有地の直営形態から類推すると、荒蕪地（国有地）開墾の際に、国家は何も農民に遠慮をして、その租を私有地の場合の半分にせねばならぬ理由はない。一方に於ては、農民の無償労動を強要して国有地の耕作に當てながら、他方に於ては地代を半分に引き下げてまで荒蕪地（国有地）の開墾を奨励したという事はなかなか理解し難い。農民にフェーバを与える所か、彼らを強制的に狩り立て開墾を行い、徭役の形で耕作をさせた事も、充分に考えられる。同じ社会、同じ時代、同じ地域に於て、「地代」の負担に於て、倍額に相当する大きな差異があつたとすれば、その事実は、もっと深い所を衝いて、然るべき理由を挙げて説明しなければ納得できないのである。今の所、国有地と私有地とでは、率が異なる差額地代を適用せざるを得なかつた理由が見出せない。当時の「地代」は、国有地・私有地を問わず、一律に収穫の半分と見るのが妥当であらう。中国や日本でも、国有地だからといって、地代が民間私有地のそれに比べて半分に引き下げられた例はないようである。⁽²⁷⁾私有地のそれに比べて半分に引き下げられた例はないようであ

成宗十一年「判」の公田租は、矢張り、國家の租税収入の大宗をなす民田の租と見做すのが、事理に叶つた自然な解釈だと思

う。民田租は、太祖以来、「什一税法」なる美名の下に於て、一結当り二石に相当する法外な収奪が行はれてきた。公田租を細く規定した、成宗十一年の「判」は、従来の非現実的・欺瞞的な租税収奪量を、なるべく現実に適うように、調節・改定したものであると考えられる。租率（二五%）は高くなっているようだが、現実的な負担は軽くなつたようにもとれる。⁽²⁸⁾

金容慶氏も、成宗十一年「判」の公田を国有地と見做す点に於ては、李氏と見解を同じくしている。先に挙げた金氏の田品制に就ての論文は、公田租（二五%）の問題に関する限り、李氏の説を支持し、それを補強する形で書かれている。金氏は、李氏の論文の中でその説得力が弱くなつていている部分——租率（二五%）・租量（結当二石）・生産量（結当二十石）などの相対的矛盾関係にまつわる疑問点を、深く掘り下げて考究し、次のような新しい解釈を試みた。金氏は、今までに殆んど注意されなかつた『益斎亂稟』に出てくる史料に基づいて高麗時代の田品制が初期以来その末期に至るまで九等級制を採択したものと解釈し、この前提に基づいて、高麗時代の最上級田品に属する土地は、既にその初期に於て、一結当り二十一石の生産量をあげた事実が、実証され得るものと主張する。従つて、最上級田の収穫高が二十一石であったとすれば、「十分取」の租率に依つて二石の租を取つたと伝える、前に挙げた太祖の教の内容は決して架空的な標榜・宣伝ではなく、現実的にあり得る事実であると認める。この主張は次のようないきがかりが前提となつてゐる。

金氏は、成宗十一年以後の高麗の田品に就て、全国の耕作地は、

高麗前期の「地代」に就て

先ず、その作柄に依つて(A)・(B)・(C)の三等級の地域に分けられ、これらの各地域の田品が、又上・中・下の三等級に細分されて、合せて九等級の田品に分類されたものと解釈し、租税はこの九等級の田品制を基準にして賦課せられたと理解する。金氏の説に依れば、成宗十一年の「判」に見える細註の記事内容は、中等地域に該当する(B)地域の公田租を規定したものであり、本文の記事内容は、下等地域に該当する(C)地域の公田租を規定したものである。何れもその賦課基準は、上記の田品九等級制に拠つたものである。肝心な上等地域の(A)地域の公田租に関する記録は漏れていが、これは別に異と為すに足りぬ。(A)地域に就ては、太祖の頃既に作られた細い賦課の基準があつた筈であるから、それを農用すれば良いまでの事であつて、必ずしも新しくつけ加える必要はないが、今の所具体的な記録がないから分らない。それを金氏は、(A)地域に於ける旧來の公田租に関する規定が問題になるわけであるが、今の所具体的な記録がないから分らない。それを金氏は、(B)地域の各等田と(C)地域の各等田との間に表れる収租額の差（水田＝十一・二五斗、旱田＝五・六二五斗）に注目し、この差額を(B)地域の各等田の租額を計算し、さらに各等田の収穫量を「四分取」基準に拠つて、その四倍に算出した。その結果得られた(A)地域の各等田の収穫量は、別表に細く見られる通り、水田の上等田が二石、中等田が十七石、下等田が十三石となつて表れる。太祖の頃は、上記のような各等田の収穫量に基づいて租税を賦課したのであるが、公田（国有地）には「四分取」の租率を適用し、民田

には「十分取一」の租率を適用したと云うのである。

なお金氏は、太祖の時代は恰も建国の直後に当り、草創にして制度を完備する遑がなかったので、已むを得ず暫く(A)地域並みの三等級田品制を全国に通用し、それに基づいて、三段階に分れる租税の徵収(別表参照)を行つたのであるが、成宗の頃となると、作柄の地域的な差異と、これに因る人民の不公平な租税負担が問題となり、政府は耕作地の田品制を改定して、従来の三等級田品制を新しく九等級田品制に建て直した。すなわち全国の耕作地を地質の肥沃度に依つて(A)地域・(B)地域・(C)地域と三等級に分ち更に各地域の田品を上・中・下に細分する方法がとられて、九等級田品制が成立したとされるのである。因みに金氏の説に依れば、

太祖が制定した一結当たり二石の民田租額は、最上級の(A)地域の上等田(収穫量二一石)を基準にして作られたものであるから、余りにも過多であるとして怪しむ必要はない。かようにして「十分取一」の租率に基づく二石の民田租額は、何ら矛盾なしに理解されると論ずる。

金氏の所説はすぐれて示唆に富み、推理としては誠に素晴らしい。然し、この説が成立する為には、彼が自説を進めるにあたり拠つた二つの重要な前提事項、すなわち、高麗の田品制は、成宗十一年に於て既に九等級に編成されておりしかもこの九等級田品制は末期近くに至るまで存続したこと、又、九等級田品制は基本的に連作常耕田の肥沃度——地質を考慮した上で設けられたこと、これら二つの重要な事項が立証されなければならない。金氏の説に就ては何れ日を改めて説くこともあるうかと思い、ふかく立

ちることを差し控えるが、その立論の基礎となつた二つの前⁽³²⁾提事項は今⁽³³⁾の所推論の域を出ず、立証され得たものとなすわけにゆかない。九等級田品制はかりに高麗時代の或る時期に実在したことがあるにしても、それが初期より末期近くまで永く存続したとは思はず、ましてこの田品制が基本的に連作常耕田の上に設けられたと考⁽³⁴⁾えるのは、甚だしく無理であろう。

成宗十一年「判」の公田租を「地代」と見做す李・金西氏の新説は、「判」の内容に就て新しい解釈を試み、公田租の問題を改めて見直したという意味に於ては、高く評価されるべきものと思うが、見解それ自体には従い得ない。「判」の公田はやはり民田であり、公田租は民田の租であると見做すのが正しいと信ずる。陳田の開墾を奨励した例の有名な光宗二十四年の「判」に依ると、開墾ののち、私田は一年の間は収穫を開墾者に全給して、二年目から田主と分半し、公田は三年間は全給して、四年目から法に依り「租」を收める事になつてゐる。ここに見える私田が、宮院・寺院などの所有する私有地である事は、今までに詳しく述べた通りであるが、「依法取租」の公田租は民田の租の事である。陳田開墾の対象から、民田が外れた筈はない、おそらく最も重要な開墾の対象となつたであろう。「判」に見える公田は当然に民田と見なければならぬ⁽³⁴⁾。これは、民田の租が公田租と表現された最も顯著な例であろう。

三、土地經營と「地代」の比重

農民が國家に納める民田の租税は「地税」であつた。しかし、

民田の經營に於て、「地代」が成立する余地がなかつたわけではない。民田はその大部分が自立的自営農民の所有する耕作地であったが、農村にはこのよきな自立的自営農民のほかに、資産が多い「富民」・「豪右」・「豪富」・「民長」なども存在していた。かりに彼らを「郷豪」と呼んでおこう。郷豪に就ては、地方の官吏達が、役所が経費不足で困る時は、彼らから財政的援助を仰いだとか、彼らが身の程に余る豪華な大邸宅を構えて、それを造営の際には百姓に迷惑をかけたとか、民間に広く高利貸を営んで、返済不能な貧民をむりに奴婢に落して占有したりした事例などが伝えられている。⁽³⁵⁾ このような事が出来る郷豪は、必ず相当な財富の基盤を持つていたにちがいない。かなり広大な土地や多くの奴婢を所有していたのであろう。彼らの所有地はおそらく「所耕田」——民田の形で存在したであらうが、それが家族労働力のみで耕作する經營の仕方でなかつた事は、改めて云うまでもない。奴婢や雇工を使って耕作させる事もあつたであらうが、小作制を採用して小作料——「地代」をとる經營の仕方もあつたであらう。このような場合には、郷豪の所有する民田の經營に於て、充分に「地代」が成立し得るのである。

民長などの名称でよばれた郷豪は、地方の郷村に於て人吏階層を形成した人的基盤であったと思う。もともと彼らは、その系譜が豪族に連るものであった。豪族のうち、新王朝（高麗）の創業に協力した開國功臣や「向義帰順城主」に対しても、田柴科制度が創設された直後の景宗二年三月（977）、五〇結⁽³⁶⁾と二〇結の勲田が賜給された。先にも述べたように、田柴科制度の創設に当

り、豪族達の從来の大土地所有——田莊は、一応、否定されたと思う。新しい土地法——田柴科の成立に依り、豪族出身者達は多く新王朝の官僚として吸収せられ、應分の科田を国家から支給された。しかし、科田だけでは必ずしもその經濟的基礎が充分であったわけではない。何よりも、すべての豪族出身者に対する官僚に進出する途が拓かれたのではなかつた。それで、科田の支給とは別枠の対策が必要となり、開國功臣や帰順城主に勲田を与える方針が立てられたようである。おそらく勲田は、國家に回収された形になつてゐる昔の豪族の田莊の一部をなしたものであり、それが改めて豪族の後身達に賜給されたのであらう。勲田は田柴科系列の土地と異なるものであつた事はまず考へられるが、それ以上細い事はよく分らない。ともかく、子孫への相続が許されて私有地化されたことは間違いあるまい。勲田は初めのうちに功勲田として免税の特恵もあつたかと思うが、年月が経つにつれて、だんだん、民田のような単なる私有地に化したのではないだろうか。先に述べた郷豪の所有地のうち、かなり多くの部分が勲田と系譜的に連るものと思ふ。

奴婢も郷豪の重要な財産であった。奴婢は率居奴婢と外居奴婢とに分けられる。率居奴婢は上典（所有主）と同居して、家内の雜役や田地の耕作などに使役された。外居奴婢は上典と別居して生業を営み、上典に対して身貢を納めた。彼らの生業は大てい農業であり、耕作する土地は、上典の所有地であることもあり、上典以外の他人の所有地であることもあり、又場合に依つては、ごく稀ではあるが、奴婢自身の所有地であることもあつた。⁽³⁶⁾自己の

所有地でない土地を耕作した場合と雖ども、奴婢であるからと云つて、労働の成果——収穫がすべて奪い取られるわけではない。

外居奴婢の場合は、収穫を一定の比率で田主と分け合うのが当時の慣わしであった。彼らは、労働の成果の一部分を自己の経理部門に保有し得たと云ふ意味に於て、純粹な、完全な意味における「奴隸」ではないのである。このような性格を具有する外居奴婢は、「奴隸」と云うよりは、むしろ封建的農奴に近いと云つた方が適切であろうが、ともかく、彼らが収穫を田主と分け合い、田主に支払った部分の収穫は、これを、「地代」と見做しても構はない。かようにして、奴婢が耕作に当つた場合に於ても、「地代」は成立し得たのである。高麗の前期に於ける小作制土地經營は、後述するように、さほど広く普及して展開される状況にあつたのではないが、一定程度の段階にまで進んでいたことは、否定できぬであろう。このような經營の仕方が行われる土地の、代表的なものが、郷豪達の所有地——民田であつた。

両班にも民田はあつた。それは、両班達が国家から支給された科田以外の、彼らの私有地である。両班も郷豪と同じく、その系譜は多く豪族に連るものであるが、彼らが科田以外に私有地を持っていた事はたしかである。むかし、豪族として所有した大土地の一部が、國家の公認の下に、その私有が許されて民田になつたものと思う。このような私有地の所有者である両班が、「地税」としての「租」を国家に対し負担したとすれば、その私有地を民田と認めて、べつに不合理はない筈である。両班の民田は、その本質に於て、農民達の民田となんら異らぬものであると考えら

れる。

例の有名な姜邯鄲は、尚州管内の開寧県に土地十二結を持つていたのであるが、これを軍戸に寄進した。姜が有していた土地が如何なる性質のものであつたか、はつきりしないけれども、彼が自由に处分し得た事実から推してみると、彼の所有していた私有地——民田と見るのが妥当であろう。俗伝に依ると、彼は尚州の地方官として在住した事が、今なほ伝えられているから、おそらく、この土地は、彼が地方官として在任した時に、買収・開墾などの方法で彼の民田と為したのである。この土地は、都の開京に住む妻の率居奴婢に依つて耕作されたとは考えられない。外居奴婢か良人佃戸に小作をさせて、地代を取つたにちがいない。廉信若（仁宗時登第）も口業田を峰城県（南京留守官管内）に有していた。口業田が如何なる性質の土地であるかは明らかでない。功蔭田のような永業田にもとれるが、峰城県が彼の本貫地であったことから推すと、彼が本貫地で所有した民田のようなものであつたかも知れない。功蔭田と解しても、これは永代相続が許される永業田であるから、権利の上から見ると、民田と殆んど異らない。廉が有した土地も、妻の場合と同じような理由に依り、地代を取つた小作經營地と見做すべきである。このように、両班は、^{〔37〕}その本貫地又は縁故地に民田あるいは永業田を持っていたのであるが、それは、大てい、佃戸に耕作をさせて地代を取りあげた小作經營地であつた。両班達の經濟的基盤として、彼らの所有する民田がどれ程のウェイトをもつか？ この問題はあまりはつきりしない。

田柴科法に依ると、両班層は、科田のほかに功蔭田柴・口分田・

閑人田などを支給される仕組みになつており、國家から与えられた分給收租地の収入に依つて、特權的な両班身分の維持、家族の生計が成り立つよう、きわめて細心の考慮が払われている。かりに両班層の所有した民田が、彼らの經濟的基盤として、國家より支給される收租地よりもウェイトが重いものであり、従つて、收租地の収入に頼らなくても、両班層が民田の所得だけで相應の生活が保障され得たとすれば、おそらく、科田以外に功蔭田柴・口分田など別枠の收租地を二重に設ける必要はなかつたであろう。

このような事情から推してみると、両班層の所有する民田は、彼らの經濟的基盤として、收租地以上に重大なものであつたとは考えられない。両班達にとって、民田は、やはり分給收租地に次ぐ、副次的な經濟基盤と見るのが妥当であろう。

三科公田である民田のみならず、一科公田の場合に於ても、地代を取る經營の仕方は存在した。一科公田は、王室御料地のうち、收租地（「莊」・「処」など）でない土地、つまり「所有地」＝内莊田であるが、これを外居奴婢に耕作させて地代を取つた事は、具体的に実証される。⁽³⁸⁾ もともと、内莊田を包む王室・國家の所有地は、周辺農民達の徭役労働に依り無償で耕作されるのが、基本的な經營の仕方であつたかのように思われるが、外方に居住する宮中奴婢・官奴婢などを使役して耕作する事も、珍しくはなかつたようである。外居奴婢を耕作に當てた場合には、彼らから「税」⁽³⁹⁾（租＝地代）を取つた事が明記されてゐる。これは、イワユル「奴隸制」的な經營とは全くちがう。宮中奴婢が外居して内莊田の耕

作に當り、地代を支払つた例はかなり多かつたと見てよからう。

官厅の公廨田や、国子監・郷学の学田などが小作に出されて經營される事があつたかどうかは、よく分らないけれども、これらの土地は、大てい、所属の官奴婢に依つて耕作されるのが通例のようである。公廨田・学田などの二科公田の場合は、かりに、小作制經營があつたにしても、そこから生ずる地代は、殆んど問題とするに足らぬものであつたと思う。上述したように公田（内莊田——一科公田・民田——三科公田）の經營に於ても地代は成立了。二科公田の場合と雖ども、地代が成立する余地がなかつたとはいえない。

私田の「租」（五〇%）は地代であつた。五〇%の「租」を取る私田（宮院田・寺院田・両班田）は、地代の收取を内容とする土地經營が行われた最も代表的な地目であった。私田のうち、軍人田の租は地代とは関係がない。しかし、軍人田も、十二世紀の初めからは、佃戸を定めて耕作し、地代を取る經營の仕方を採用した可能性がないでもない。⁽⁴⁰⁾ かように、殆んどすべての地目に亘つて、地代を收取する土地經營の仕方はとり入れられていた。然らば、総体的にみて、当時の土地經營に於て、地代が支払はれる經營の仕方が占める比重は、どれ位のものであつたろうか？この問題は、当時の生産関係、階級関係、農民の性格、ひいては、高麗前期社会の性格を究明する上に於て、まことに重要な課題である。

高麗前期の田柴科体制下に於て、公田の耕地面積と、私田の耕地面積とを比べて、そのどちらが広かつたかに就ては、これを確

めるだけの充分な資料があるわけではないが、私田のうちから、その「租」が地代とは関係のない軍人田を除外すると、⁽⁴²⁾公田の耕地面積量が圧倒的に優勢であった事は、まずまちがいない。公田は、前にも述べた通り、一科公田（内莊田）、二科公田（公廨田・屯田・学田など）・三科公田（民田）に分けて考えねばならぬが、このうちで、圧倒的に面積が広いのは民田である。内莊宅・宮院寺院などが支配した「莊」・「處」の土地も、「莊」・「處」に住む農民達の民田であり、その「租」は、帰属先こそ違つてはいても、民田の「租」と同じ「地税」に該当するものである。軍人田に就ても、同じことが云える。かりに、全国の土地を、その「租」が「地税」の意味をなす耕地と、その「租」が「地代」の意味をなす耕地に分類すれば、前者の量的ウェイトは、後者に比べて圧倒的に重い。このような視角から推してみると、地代の收取を内容とする土地經營は、総体的に見れば、はるかにウェイトの軽いものであつたと云わねばならない。しかし、はつきりした結論を出す前に次のような事情を充分に考慮しておくべきである。

宮院田・寺院田・両班田のようないくつかの私田は国家に対して「地税」を負担する事はない。⁽⁴³⁾このような私田の「租」は、「地代」の形をとつて、田主（宮院・寺院・両班）と佃戸（耕作農民）との間に於て実現される。一科公田（内莊田）・二科公田（公廨田・屯田・学田など）の場合も同様である。ところが、民田（三科公田）の場合には、「租」が二重に成立し得る構造である。第一義的な「租」は、民田主が國家に納める「租」、すなわち「地税」であり、第二義的な「租」は民田に於て小作制經營が行われる場合、耕作

農民である佃戸が田主に支払う「租」、すなわち「地代」である。つまり、民田に於て小作制經營が行われる場合には、「地税」としての「租」と、「地代」としての「租」とが、重なり合つて成立する事になる。同じ文字を以て表現されてはいるが、「租」の内容は全くちがう。そうであるから、地代の收取を内容とする土地經營が、ただ、地税のみを負担する、自立的自営農民の土地經營に比べて、はるかにウェイトが軽かつた事を確める為には、民田の經營に於ける小作制・地代の問題に就て、ふれておかねばならない。

高麗前期の田柴科体制下に於て、地代の收取を内容とする小作制經營が、民田の上で、どの程度進んでいたかに就ては、これを確め得る決め手になる史料はない。しかし、當時、農民の階層的分化が余り進まず、農村に於て貧富の差が著しくなった事は、先ず肯定してよろしいかと思う。このような条件の下では、民田の小作制經營が広く普及して展開されたとは考えられない。民田の所有主は、両班・郷豪（郷吏を含む）・農民などに分けられる。両班・郷豪の所有する民田が、個別的所有量に於て、農民達の民田に比べて、面積が広かつた事はたしかである。両班・郷豪の民田は、基本的に小作制經營に依存し、佃戸から地代を取つた。佃戸は、耕地面積が少い貧農か、或いは土地所有から閉め出された没落農民であった（外居奴婢をも含む）。両者の量的比重は、今の所、確める事は出来ないが、完全な没落農民がさほど多かつたとは考えられない。個別的に見て、両班・郷豪の所有する民田の面積が、農民達の民田に比べて、はるかに広かつた事は当然である

が、総耕地面積の上での全体的比重を計ると、農民の所有する民田が、両班・郷豪のそれに比べて、圧倒的に広かつたことも亦確かである。田柴科体制下の農民は、大てい、自立的自営農民であり、先にも述べた通り、階層的分化は余り進んでいない。このような性格をもつ農民の民田に於て、地代の收取を内容とする小作制經營が、広く普及していたとは考えられない。場合に依つては、後世に見られるイワユル「並作半収」的な經營の仕方も既にあつたであろうが、それは、地代の收取が目当てと見るよりは、むしろ、血縁的集團と思われる、当時の村落民同士の相互扶助的な「並作」関係であったと解するのが妥当であろう。これに就ては、あとで、もう少し詳しく述べることにする。

高麗の後期になると、大土地所有の集中化が進み、農莊が広く普及し、これが村落内部の農民の階層分化を激しく促進して、大量の下層貧民が析出されたことは周知の通りである。しかし、このような激しい階層分化の現象は、後期に至つて現れたものであり、前期の田柴科体制の下に於ては余り見られなかつた。これに就て、鄭道伝は次のように述べている。「むかし、土地は官に在るもので、これを民に授けた。民が耕作する土地は、みな官より授けられたもので、天下の民は土地を受けないものがなく、耕作に従事しないものはなかつた。故に、民は、貧富・強弱の差がさほど甚しくはなく、土地の所出はみな国家に入ったので、國も亦富んだ。ところが、田制（田柴科制度）が崩れて以来、豪強者が他人の土地を兼併するようになつたので、富者は田を阡陌に連ね、貧者は立錐の地もない有様になつた。（それで、貧者は）富人の田を

借りて耕し、年中、一生懸命に働いても、食いものは反つて不足し、富者は安坐して耕作をしなくとも、傭佃の人を使役して、収穫の大半を食んだ。……前朝の田制は……民の所耕は、則ち自ら開墾して自ら占有する事を聽し、官が干渉することはない。故に、力の多いものは広く開墾し、勢の強いものは多く占有する。しかし、弱いものは、勢力の強いものに従つて、その土地を借りて耕し、収穫の半分を分け合つた。故に、耕作に従うものは一人であつても、（その収穫を）食むものは二人であり、従つて、富者はますます富み、貧者はますます貧しくなり、遂には生きてゆく方便がなくなつて、土地から離れて浮浪したり、転じて末業（商工）を為したり、甚しきに至つては盜賊にさえ為つた。あゝ、その弊たるや言うに勝えないものである。⁽⁴⁴⁾

鄭道伝は、大土地所有の集中化に依る農民の階層分化をまことに鮮やかに描いている。彼が述べたように、田柴科制度が崩れる前までは、つまり、高麗の前期に於ては、村落の農民達は、貧富の隔差が余り目立たない、かなり未分化な状態にあつた。農民達の大部分が、自分の土地を耕して自立する、自家經營の小農民であった。仁宗元年(1123)、ごく短い間、宋の国信使の一員として高麗に旅行した『宣化奉使高麗圖經』の著者徐兢が「農商の民、農に貧富なく、商に遠近なし」と伝えたのは、暮向の上で余りかけ隔たりのない農民達の生活状態を物語つたもので、けだし正確な観察であつたと云えよう。村落に住む農民の大部分が、このような自立的自営の小農民であり、彼らは自己の所有する少ない民田を耕作して、乏しいながらも、何とか生計を立ててゆく事が出

來た。

村落の自立的自當農民は、二五%にも及ぶ稀に見る高率の現物租税を支払い、租税よりもなお重い貢賦や徭役などの「税」を負担した。彼らの「税」負担は、苛酷極まるものであって、彼らの生活が非常に苦しかったことは云うまでもない。個人の私的高利貸の魔手も常に彼らの生活を脅した。農地を捨てるか、手放す覚悟を決めて、流浪の旅を選ぶことが、余程ましである場合が往々にしてあつたであろう。階層の分化も徐々に、小刻みには進んでいたであろう。しかし、それにも拘らず前期の田柴科体制の下に於ては、彼らの「未分化」的な階層構造が基底からとり壊されて、村落の住民達が、上層の富農や下層の貧農に割れてしまふようなことはなかつた。このような農村の分解が表れたのは、田柴科体制が崩れた高麗後期に至つてからのことである。

自立的自當農民の「未分化」的な構造を下から支え、村落内部の急速な激しい階層分化を抑えたのは、一体何であつたであろうか？これは非常に重要な研究の課題である。ところが、今まで、これに就ての研究は殆んど為されていない。細かい、具体的な説明は出来ないが、大体、次のような条件と深い関係があることだけは確かであろう。先ず、考えられることは、社会的生産力の水準が低級であったことである。低級な生産力の水準が、階層分化の進展を抑えたことは、まちがいない。農作に於て、基本的に歳易休耕の作法が常耕連作の作法に発展したのは、大体、十三世紀の後半期に入つてからの事であろうが、これが社会的生産力を高める大きな契機となり、農民の階層分化を進める強い要因となつ

た。⁽⁴⁶⁾ これに就ては、既に卑見を述べてあるので、深くは立ちいらぬ。⁽⁴⁷⁾ 農民階層の分化作用が、かなり立ち後れた要因の一つとして、農村社会の内部に於ける、「共同体的」な紐帶關係が割合に強かつたことも、とりあげることが出来ようかと思う。

村落に住む農民達の性格に就ても、これ亦、余り研究が進んでいるわけではないが、血縁的な結合が割合に強い「血縁集団」であつたかのように思われる。⁽⁴⁸⁾ 後期になると、「血縁集団」としての村落農民の性格は崩れてゆくが、前期の田柴科体制下に於てはそうでもなかつたようである。「太平十一年歲次辛未正月四日」（高麗顯宗二年・一〇三一年）の日附をもつ「淨兜寺五層石塔造成記」⁽⁴⁹⁾ の記録に依ると、當時、若木郡（京山府屬郡・現慶尚北道 若木郡）は住民の構成の上から見て、李・柳・漢（韓）・金氏の四姓氏が若木郡を構成する社会的基本集団であり、このうち、金氏は「村姓」であった。姓氏集団は累層的に重なり合つて、当時の特殊な郡県制度を編成したのであるが、まず一種の「血縁集団」と見て宜しい。「村姓」の村は文字通り村落から来ているもので、それはある特定の村落に本貫をおいた姓である。もともと、金氏姓は、若木郡内のある村落を彼らの居住地となし、そこを本貫として生活した。村落姓も人数がふえるにつれて、分散別居の現象を呈したではあるが、聚居の基本的形態は同じ村にかたまつて住む、同村合居の形をとつたであろう。かように推理を進めると、「村姓」をもつ人が住む村落は、大てい、「一村一姓」を原則とする、血縁集団の居住地と見てよからうかと思う。

村姓以外の、郡姓・部曲姓その他に就ても、似たようなことが

云えよう。このような生活の伝統は非常に古いもので、昔から続いたものであろう。村落の住民が血縁集団を為し、彼らの生活が、物質的にも観念的にも、堅い同族の紐帯を以て結合されていたとすれば、これが、村落の解体と村落民の階層的分化の進展を妨げ抑えたことは、改めて云うまでもなかろう。立ち入った具体的な様相はよく分らないが、これは、これからの大研究課題である。

以上、自立的自営農民の「未分化」的な階層構造を下から支え、農民社会内部に於ける階層分化の急速な激しい進展を抑えた要因に就て、考えてみた。村落や農民の性格が、上記のようなものであつたとすれば、大部分、農民達に依つて占められた民田に於て、地代の收取を目的とする小作制經營が行われ難い条件があつたことは、云うを俟たぬであろう。まして、それがひろく普及して展開したとは、とても考えられぬのである。村落にある耕作地の大部分は、自立的自営農民の所有する民田であり、こゝで成立する「租」は、基本的に、自立的自営農民が国家に支払う「地税」であつた。このような「民田」に於ては、「地税」としての「租」と、地代としての「租」が同時に成立し得る余地は非常に稀薄であつたと云わねばならない。

民田に於ける小作制經營を阻害した要因は、しかし、農民の「未分化」的な階層構造のみに在ったのではない。既に武田幸男氏も指摘したように、⁽⁴⁹⁾事実上、一結当たり一石一〇斗程度の定額化された田租収奪を意味する、高率（二五%）の公田租の徵集は、民田（公田）に於ける小作制經營にブレーキをかける、与つて大

きな強い要因であった。民田租の苛酷な收奪の上に、また自然的要因に対する生産条件の不安定さを考えれば、七五%の剩余をそのまま確保するとはいえず、このような状況に於て、地主——小作関係の普遍的展開はとても期待され得るものではなかつた。

上述した所を要約すると、全国の総耕地面積の大部分を占める民田の基本的經營態形態は、自立的農民の自家經營であつた。前にも云つた通り、こゝで地代が実現される余地は、ごく稀薄である。民田と本質的に同じ性格の土地の地目として、軍人田をあげることが出来る。軍人田は、軍人の所有する民田が軍人田に編成されて、その「租」が軍人に帰属する仕組みになつていたものと、他人の民田の上に設定されて、軍人がその「租」を取る仕組みになつていたものと、二つの形態があつた。両方の場合共に、軍人田に於て地代が実現される余地は民田の場合と同じく、殆んどないといふべきである。自立的自営農民の民田と、軍人田とを併せれば、その量的比重は、全国の総耕地面積の上で圧倒的に大きな部分を成した筈である。すると、全国の総耕地面積の圧倒的な大部分が、自立的自営農民の耕作地で、そこでは地代が実現される余地は、ごく稀薄であつたことになる。

両班・郷豪の民田に於ては、地代の收取を内容とする小作制經營が行われた。しかし、その量的比重は、全国的な耕作地の規模から見ると、さほど大きなものでは決してない。両班・郷豪の民田は、開墾・買収、その他の方法に依り、ある程度拡大され得た事は考えられるが、その大部分は、何らかの意味に於て、昔豪族が支配した大土地所有と繋りがあつたであろう。この豪族の支配

下にあつた大土地所有は、繰りかえして云うが、田柴科創設の際両班田に改編を余儀なくされたので、かりに、それが、民田として両班・郷豪の手許に残つたとしても、全国の総耕地面積の規模から推すと、さほど大きなものとは考えられない。

王室の御料地である一科公田（内莊田）に於ても、地代は成立した。御料地のうち、ウェイトの重いものは、その租が地税の形で実現される「莊」・「処」などの収租地であつて、その租が地代の形で実現されることもある王室の所有に属する内莊田ではない。要するに、田柴科体制下の公田に於て、「租」が地代として実現される部分の土地は、相対的に見て、その比重が割合に軽いものであった。地代が実現される最も代表的な土地の地目は、宮院田・寺院田・両班田などの私田であった。これら私田の総耕地面積が頗る広大であった事は事実であるが、それにしても、それが全国的な耕作地の規模の上で占める比重は、はるかに民田には及ばぬものであった。

む す び

これまで、いろいろなケースを辿つて、高麗前期の田柴科体制下に於ける地代の在り方、およびその実体に就て考えてみた。地代は、私田の租がその代表的なものであったが、公田・私田を問わず、殆んどすべての土地の地目の上で成立し得た。しかし、公田の大部分を占める民田の基本的經營形態は、自立的自営農民の自家經營であつて、地代の收取を内容となす經營の仕方とは、甚だ関わりが少ない。両班や郷豪の所有する民田に於ては、「地主

的」小作經營が支配的であつたであらうが、その量的比重は相対的にみてかなり軽く、且つ、それが廣汎に普及され得るような状況に在つたのでもない。一科公田である内莊田に於ても、地代の收取を目的とする經營の仕方は、余り広く行われていたとは考えられない。

地代の收取を内容とする經營の仕方が、最も典型的に実現された土地の地目は、宮院田・寺院田・両班田などの私田であった。こゝで云う宮院田・寺院田は、宮院や寺院が所有する私有地のことである。宮院や寺院は、私有地のほかに、「莊」・「処」などの収租地を支配したが、これは本質的に民田と同じものであつて、經營の仕方は全く異なる。私有地としての宮院田・寺院田に於ては、耕作者である佃戸と、所有主である宮院・寺院との間に、私的な支配——隸属の関係も成り立ち、地主的小作經營も「典型的」なものに近い形態で行われたであらう。佃戸のうち、良人農民が優勢であったか、それとも外居奴婢が優勢であったかに就ては、今所、よく分らない。当時に於ける、農民達のかなり立ち後れた「未分化」的な階層構造から推してみると、良人農民に比べて外居奴婢の方が優勢であったかのように理解されないこともないが、断定を下すのは早計であらう。良人農民のうちにも、所有する耕作地＝民田の収穫だけでは生計が立ち得ないので、自作に小作を兼ねた貧農がいたであらうし、又、土地所有から閉め出され小作農民に没落した、下層貧民も出ていたであらう。農民達の間で、この程度の階層分化は既に進んでいたに違ひないが、全体の規模から見て、小作農民の比重がさほど大きかったとは考えら

れない。

宮院田・寺院田に比べると、両班田の経営はかなり異質的なものであった。両班田の租が地代であり、その経営の仕方が小作制の上に立つことは、既にくりかえして述べた通りである。両班田の経営に於ても、「田主」——「佃戸」の関係は、勿論、成立していた。ところが、「田主」である両班は、両班田の「所有」主ではない。両班田は、原則的に、受給者である両班が死歿すれば、国家に還す規定になっていた。場合に依っては、両班が、彼の所有地⁽⁵⁰⁾民田を両班田として支配したことがあつたかも知れない。かりに、あつたにしても、これはごく異例に属するものであつたであろう。

両班田は、おそらく、私田の代表的なものであり、量的比重に於ても、優勢を保つたものと考えられるが、両班田の経営と、これに対する両班の「在り方」は頗る特異なものであった。先ず両班は、収租者として収租地の「田主」⁽⁵¹⁾ではあつたが、両班田の所有主ではない。両班は、収租地である両班田に対して、直接、経営・管理・収租などの責任を負わない。両班は、國家権力に寄存する官僚として、おゝむね、官收官給の形をとる「租」を一定期限の間取得するに止まり、収租地^{||}両班田の経営・管理に、直接、関与することはなかつたようである。両班（田主）と耕作者（佃戸）との間には、私的な支配——隸属の関係が成立したわけではなく、大体、両班田の経営は郡県制的な農民支配を媒介にして実現されたものと見てよからう。両班田に於て地代が成立することは間違いないとしても、以上のような特質のある両班田の経営の

仕方を、普通にいうような「地主的」小作制経営とは考え難い。その「租」が地代として実現される私田の代表的な地目であり、且つ、量的比重に於ても、最も優勢であつたと考えられる両班田は、おおよそこのような性質をもつ土地であった。こゝで生ずる地代も、地主制社会で実現される地代とは、かなり、意味が異なることは当然であろう。

これまでに述べた所を、まとめて整理すれば、次のようなことが云えるだろう。高麗前期の社会に於ては、土地支配の上で実現される収奪の総量のうち、「地代」が占める部分は、「地税」のそれに比べて相対的に軽かつた。もともと、当時の収奪体系は、土地支配に依つて実現される「租税」（「地代」+「地税」）の部分よりも、人民の労働力支配^{||}人身的支配に依つて実現される「貢賦」・「徭役」の部分が、重きをなしていたのであるが、土地支配に基づく収奪の上でも、未だ「地代」は勝れて重要な意味をもつ段階には至っていない。これは収奪の様式から見て、頗る古い性格のものである。私田を代表する両班田に於て実現される「地代」が、後世の地主制社会（李朝の科田法崩壊以後）の「地代」に比べて、質的にも、かなり異なつていたと見るべきであることは、先に指摘した通りであるが、両者の性格の差異を如何に理解すればよいか、今の所、合理的に説明できる準備がない。歴史的に見て、収奪の内容として、地代が最も重要な意味をもつたのはいわゆる「封建地代」であるが、前に述べた両班田の「地代」の如きものは、「封建地代」とは頗る性質を異にするものと認めねばならぬであろう。何よりも、これは、地主と小作農民との私的な支配——隸

属、つまり、封建的な生産関係の中で生じたものではない。高麗後期の農莊制社会に至ると、農村内部の階層分化も著しく進み、土地を失った大量の下層貧民が析出されて、彼らは権力者の開拓地・奪占地に吸収されて農莊民・佃戸となつた。農莊の形成・拡大を契機に、地代の收取を内容・目的とする土地経営が全国的に普及したのであるが、これと相前後して、従来の高率収租（二五%）⁽⁵³⁾の壁がつき破られて、民田の租率は十分の一に低下されたようである。これらの条件と相俟つて田柴科体制は全く崩れ、新しい土地支配つまり、農莊制土地支配の秩序が生れたわけであるが、この新しい土地支配の秩序の下に於て、「地代」のもつ意味は過去のそれとは頗る異なるものに變つていった。先ず、地代は、それが実現される過程に於て、従来のような郡県制支配の媒介を不要とした。農莊の經營に於て実現される地代は、農莊主と佃戸との私的な支配——隸屬關係に基づいて規制された。又、地代の收取は、土地支配の上に於て追求する、最も重要な関心の対象となつた。これは、田柴科体制下では見られなかつた現象である。地代の問題をめぐる、このような変化は、高麗の社会、ひいては韓國社会経済史の発展の上から見て、頗る重要な意義を有するものである。

註

- (1) 公田租に就ては、『高麗史』卷七八、「食貨志」一、田制・租税条に「成宗十一年判、公田四分取一、……」と公田の租率（四分之一）を明記して、註(24)の引用文通り水田・旱田の上・中・下三等級田の収租額を詳しく記録してある。私田租に

就ては、同じ租税条に「光宗二十四年十二月判、陳田墾耕人、私田則初年所收全給、二年始与田主分半、公田限三年全給、四年始依法收租」「(睿宗)六年八月判、三年以上陳田、墾耕所收、兩年全給佃戸、第三年則与田主分半。二年陳田、四分為率、一分田主、三分佃戸。一年陳田、三分為率、一分田主、二分佃戸。」睿宗六年の判は、私田とは明記されていないが、前後の関係からして私田である事は明らかである。これに依り、私田租の分半收取の原則が知られる。民田の十分の一税に就ては、同じ田制条の辛禡十四年七月の趙浚上書に「太祖竜興、即位三十有四日、迎見群臣、慨然嘆曰、近世暴斂、一頃之租、收至六石、予甚憚之。自今宜用什一、以田一負、出租三升……」とあって、「什一」税の原則が、明記されている。ほかに、又、同じ租税条では「恭愍王五年……十一月、密直提學白文寶上劄子、國田之制、取法於漢之限田、十分稅一耳。」とあるが、何れも、後世の記録である。

- (2) 深谷敏鉄「高麗の私田租率に関する疑問」(『社会経済史学』十一—十一・一二合併号、一九四二)、姜晋哲『高麗土地制度史研究』(P三九〇—三九八、一九八〇)、宮嶋博史「朝鮮農業史上における十五世紀」(『朝鮮史叢』三、一九八〇)

- (3) 白南雲『朝鮮封建社会経済史』P四〇三—四〇六、一九三七、

- (4) 深谷敏鉄「朝鮮に於ける近世的土地所有の成立過程——高麗の私田から李朝の民田へ」(『史学雑誌』五五一一・三、一九四四)

- (5) 姜晋哲「高麗前期の公田・私田とその差率収租に就て」(『歴史学報』二九、一九七六、ソウル)

- (6) 旗田 巍「李朝初期の公田」(『朝鮮史研究会論文集』三、

一九六七)・「高麗の公田」(『史学雑誌』七七一四、一九六八)、以上共に『朝鮮中世社会史の研究』(一九七二)所収。

姜晉哲「公田の經營形態」(『高麗土地制度史研究』一九八〇)など参照。

(7) 公田・私田の実体に就ては、これまで、高麗の土地制度を論じた研究者達は、一應、論及しているが、未だ定説を見るに至っていない。和田一郎『朝鮮土地・地税調査報告書』(一九二〇)以来、白南雲・旗田巍・周藤吉之・深谷敏鉄・有井智徳・武田幸男氏などが、それぞれ、この問題に言及しているが、収租権理論を克服するには至っていない。詳しくは、旗田巍編『朝鮮史入門』(旧・一九六六、新・一九八一)の土地制度関係の記述を参照。最近、韓国に於て、李成茂氏が収租権理論を克服して、公田・私田・民田の新しい概念を定立すべく続けて野心的な論文を発表した。李成茂「高麗・李朝初期の土地所有権に対する諸説の検討」(『省谷論叢』九、一九七八)、「公田・私田・民田の概念」(『韓沽勵博士停年記念論文集』一九八一)、問題も多多あるが、高く評価されるべき力作である。論旨の内容は本文参照。

(8) 「顯宗十四年閏九月判、凡諸州縣義倉之法、用都田丁數收歛、一科公田一結租三斗、二科及宮・寺院・両班田租二斗、三科及軍・其人戸丁租一斗、已有成規。脫遇歲歉、百姓阻飢、以此救急、至秋還納、毋得濫費。」(『高麗史』卷八〇、「食貨志」三、常平義倉)

(9) 『高麗國經』卷六、宮殿・別宮条、『高麗史』卷七七、「百官志」二、内職条、同じく、「世家」(卷四)顯宗七年五月乙巳条参照。

(10) 高麗時代の王室の特殊な莊園である「莊」「処」に就ては、旗田巍「高麗時代の王室の莊園——莊・処」、(『歴史学研究』二四六、一九六〇)、『朝鮮中世社会史の研究』(一九七二所収)、

(11) 宮院に両班田のような収租地が支給された規定は、田柴科の条文には見えない。但し、内庄宅・宮院に公廨田が支給された事は、『高麗史』卷七八、「食貨志」一、田制の前文に明記されている。内庄宅・宮院に公廨田が支給されたとあるのは、やや理解に苦しむ所であるが、これは、公廨田の意味を広く拡大して解釈した場合のことと、官庁に支給された公廨田とは性格がちがう。内庄宅・宮院の公廨田とは、それらが支配する「莊」「処」田の土地であろう。「莊」「処」田は、「莊」「処」の住民の所有地で、ふつうの民田と同じである。只、その「租」が、国家ではなく、内庄宅・宮院・寺院などに帰属した。「莊」「処」の支配者達には収租権が与えられただけで、土地の所有権をもつたわけではない。

(12) 『高麗史』卷七五、「選舉志」三、其人条に「除役所即宮司及所属民戸、不供賦役者」とある「除役所」の民戸はおもに宮院の土地を耕作して、宮司(宮院の事務を管掌する機関)に所属されていた佃戸であったと思う。彼らは、収穫の一部で生計を賄い、他の一部を地代として宮院に納めたであらう。原文の中の「及」は、その意味がよく分らない。筆写の際の誤りであろう。寺院田の小作經營に就ては、少し時期は後れるが、十四世紀の頃、「拙藁千百」の著者崔瀧が寺院の土地を借耕して、その佃戸となつた話が、彼の列伝に記載されている。『高麗史』卷一〇九、崔瀧伝参照。

(13) 佃戸(小作人)が地主に支払った地代(小作料)を「租」とよんだ代表的な例は、次に見る如くである。「処干耕人之田、帰租其主、庸・調於官、即佃戸也」(『高麗史』卷二八、忠烈王)

六年七月乙酉)

(14) 民田に就ては、旗田 巍「高麗の民田に就て」(『朝鮮学報』四八、一九六八・『朝鮮中世社会史の研究』所収)、姜晉哲『高麗土地制度史研究』P一七五と一八八、P二一一と二三六)などを参照。

(15) 軍人田は、軍人戸の所有する民田に依って編成され、租(民田租)は免除され、免除された出租量の分だけ、軍役の報償として軍人に支給される形をとり、軍人戸の生計に充当されたようである。この場合、軍人田は軍人家族や養戸によって耕作される。軍人田は原則的に一足丁リ十七結であったが、大が多いの軍人戸の土地所有量はこの定足額に未達であつたらしい。

そこで、「諸衛軍人家貧而名田不足者頗衆、今辺境征戍未息、不可不恤、其令戸部分公田加給。」(『高麗史』卷八一、「兵志」一、兵制・靖宗二年七月制)と云つた対策が講じられた。名田は、軍人の名義で土地台帳に登録された、軍人田のことである。加給された公田は、近隣に住む農民の民田であったと考えたい。京軍永業田(軍人田)が、百官の禄俸の財源である民田の上に設けられたことは、次の史料に依つて窺われる。「自庚戌用兵以来、増置軍額、由是百官禄俸不足、愈義与中枢院使張延祐建議、奪京軍永業田、以充禄俸、武官頗懷不平……以奪田激衆怒、誘諸衛軍士、鼓譟闖入禁中」(『高麗史』卷九四・皇甫愈義伝)。軍額、すなわち兵員数の増加に因り軍人田の量が拡大して、その反対現象として百官の禄俸が不足した。これは、禄俸の財源である民田が、軍人田(無租地)に編入されたので、民田租の国庫収入が減縮したからである。京軍永業田を奪つたと云うことは、つまり、軍人田の佃戸(耕作者、すなわち軍人田が設けられている民田の主)が軍人戸へ出すべき「租」を、國

家が横取りして、禄俸に当てたと云う意味である。

(16) 民田は軍人田に編入されると私田になる。民田は農民の所有地であるのに拘らず、公田と見做されたのは、その「租」が、国家、つまり公家財政の公的源泉と觀念されたからであるが、その租が、私家、つまり軍人戸の生計に当てられるようになると、私田と見做されざるを得ない。宮院田・寺院田・両班田も、同じ觀念の上で私田と見做された。民田・宮院田・寺院田は同様に私有地であったが、民田の租は国庫に入つて公家の財政を作られたのである。この場合、軍人田は軍人家族や養戸によって耕作された。民田が公田であり、宮院田・寺院田が私田であったのは、このような理由に因るものと考えられる。私有地が私田と見做されるのは、その租が国庫収入と関係がない場合のみである。私有地でも民田のように国庫収租地は公田である。租の帰属は、矢張り、公田・私田を区別するに際し、重要な基準となる。但し、従来の土地国有制に基づく收租權理論のように、租の帰属を機械的に分けただけで、租の内容の実質を見失つてはならない。租の帰属といつても、宮院田・寺院田の場合は、地主として地代を取る事であつて、両班や軍人の場合のように、国家から与えられた收租權に基づく土地支配をいうのではない。宮院田や寺院田が国家に「租」(地税)の負担がなかつたことは註(43)参照。

(17) 郷吏が「所耕田」をもつていたことは、次の史料で分る。「忠烈王十一年三月下旨、外方人吏等、以所耕田、賂諸權勢、干請別常、謀避其役者有之、今後窮推還定」(『高麗史』卷八三、「刑法志」二、禁令條)、郷吏が自由に処分することが出来たことの「所耕田」は、彼の民田と見て誤りあるまい。「所耕田」は必ずしも「所耕田」主に依つて耕作されねばならぬ拘束はない。

傭人・佃戸・奴婢など、誰が耕作しても不都合はない。朝鮮の初期に於ては、國家機関や寺社などが耕作の主体——耕作権者になった場合でも、その土地は「所耕田」とよばれた。有井智徳「李朝初期の私的 土地所有関係——民田の所有・經營・収租 関係を中心として」(『朝鮮史研究会論文集』三、一九六七) 参照。

(18) 王室の所有地(内庄田||一科公田)が、外居奴婢に依って小作經營されたことは、次の史料で知られる。「太祖除内属奴婢在宮供役外、出居外郊、耕田納稅、至光宗多作仏事、役使日繁、乃徵在外奴婢、以充使役、内宮之分、不足支給、并費倉米。」(『高麗史』卷九三、崔承老伝)、文中の「耕田納稅」は、外居奴婢が内庄田を耕作して、税||租、つまり小作料||地代を払ったことを意味する。奴婢の土地耕作については、洪承基『高麗時代奴婢研究』(『奴婢の土地耕作とその社会経済的地位・役割』) 参照。

(19) 姜晉哲『高麗土地制度史研究』(『公田の經營形態』→「莊」「處」の場合) 参照。

(20) 豪族達の大土地所有が否定されて、斜陽化することに就ては、深谷敏鉄「高麗初期の郷吏について」(『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』) 参照。

(21) 註(7)李成茂氏論文。金容燮「高麗前期の田品制」(『韓沽勵博士停年紀念史学論文集』一九八一)

(22) 国家が農民より租税(地税)を取る収租率が、二五%(四分之一)であったのは、たしかに高すぎる。日本の律令時代を例にとると、田租は段別一・五束で、収穫高(上田の場合一段当たり五十束)の約三%に当る低率であった。これに当時雜税とよばれた公出舉の利稻・義倉への粟の納入などを加算すると税率ははるかに上昇する。公出舉は、出舉の田別貸付が始まった

弘仁の頃、當田一段につき六束の基準(『類聚国史』卷八十二、弘仁十三年、822、十二月甲寅条)であり、紀伊国では、最低十束が割当てられた事例もある。(『類聚三代格』卷十四、寛平六年、894、二月二十三日付太政官符)。これに対して、出舉の利稻三割が附加される。紀伊国の場合を基準にして、口分田二段を支給された農民の負担を計算すれば、次の通りである。田租が三束、出舉の利稻が三束、併せて六束、収穫(百束)の約六%となる。収穫は上田基準であるから上田以下では、負担はもつと上昇する。義倉への粟の納入がこの上に附加されるから、農民の実質的負担はもつとはね上がるが、高麗の二五%に比べると租税率は非常に低い。中国に於ても、田租の率は非常に低い。秦代では、田租率が頗る苛酷で収穫の大半、すなわち三分之二に達することがもあったが、漢代では十五分之一と三十分之一に低下した。唐代均田制下の「租」(粟)二石は、毎丁への支給額百畝の収穫(粟・百石程度——加藤繁『支那經濟史考証』上巻・P二三八—二三九参照)の五十分の一に当る。しかし、均田制下では、租・庸・調・雜徭の基本的な税目のほかに、地税と戸税とがべつにあり、税の構造が複雑であるから、単純な比較は出来ない。朝鮮に於ても、科田法下では、田租は収穫の十分之一、のちに、二十分之一に引き下げられた。このような税率(租)率の低下が、必ずしも農民の生活安定に、率が低下しただけ、相対的に寄与しなかったのは、云うまでもない。だが、高麗前期の民田の収租率が「制度」的に二五%であったことは法外に高く、その歴史的背景に対する研究が必要である。但し、秦・漢の例を見ても分る通り、租税率は当該社会の歴史的条件に依って、相当大幅に上つたり下つたりするものと見るべきである。

(23) 科田法成立以前の、高麗後期の一一定時期に、結の内容は、同積異税の面積標準から、異積同税の収税標準に変った。旧結は頃畠制と同じものであったが、新結は随等異尺制が採用せられ、面積は田品の等級に依って大きく変化する。旧結と新結とでは、その面積にもかなり大きな差がつくのは当然である。この問題に就ては、金容燮「高麗時期の量田制」(『東方学志』十六、一九七五)・姜晋哲『高麗土地制度史研究』(「田結制の問題」) 参照。

(24) 成宗十一年の判の全文は次の通りである。

「成宗十一年判、公田租四分取一、水田上等一結 租二石十一斗二升五合五勺、中等一結 租二石十一斗二升五合、下等一結租一石十一斗二升五合、旱田上等一結 租一石十二斗一升二合五勺、中等一結 租一石十斗六升二合五勺、下等一結欠又水田上等一結 租四石七斗五升 中等一結 三石七斗五升 下等一結 二石七斗五升 旱田上等一結 租二石三斗七升五合 中等一結一石十一斗二升五合 下等一結 一石三斗七升五合」

(『高麗史』卷七八「食貨志」一田制・租税条)

文中にはかなり誤字が多い。それを正して、各等田の収租額を示すと、註(25)の別表のようである。

(25) 成宗十一年の判に依り、各等級田の収穫高及び収租額を示すと下に見える別表のとおりである。一石は十五斗。

(26) 宮院田や朝家田が農民の徭役労働に依って耕作されたことは、次の史料で認められる。「睿宗三年二月制、近來州縣官、祗以宮院・朝家田、令人耕種、其軍人田雖膏腴之壤、不用心勸稼、亦不令養、戸輸糧、因此軍人飢寒逃散、自今先以軍人田、各定佃戶。」(『高麗史』卷七九、食貨志一、農桑)このような経営の仕方は、けつして、珍しいものではなかつたであろう。朝

地目	田品	租額 ($\frac{1}{4}$)	租額 ($\frac{1}{10}$)	収穫高
水田	上等	56.25 斗	22.5 斗	225斗(15石)
	中等	41.25	16.5	165(11)
	下等	26.25	10.5	105(7)
旱田	上等	28.125	11.25	112.5(7.5)
	中等	20.625	8.25	82.5(5.5)
	下等	欠 <13.125>	<5.25>	52.5(3.5)

(金氏のイワユル C地域)

(細註・上等地域?)

地目	田品	租額 ($\frac{1}{4}$)	租額 ($\frac{1}{10}$)	収穫高
水田	上等	67.5 斗	27.0 斗	270斗(18石)
	中等	52.5	21.0	210(14)
	下等	37.5	15.0	150(10)
旱田	上等	33.75	13.5	135(9)
	中等	26.25	10.5	105(7)
	下等	18.75	7.5	75(5)

(金氏のイワユル B地域)

家・朝家田に就ては、洪承基『高麗時代奴婢研究』(P. 111)

一五) 参照

(27) 漢代の仮田について見るに、國家が民間に国有地を貸与して収益を取り收める公田仮作の場合、仮税(仮料)は、民間の小作料並の、収穫の二分之一をとるような事も有り得るとなす見解もあるが、ふつうは、仮税も税(田租)もともに収穫の三十分之一位であつたとする見解が多いようである。仮田制は、形式的にみれば、小作制のようにもとれるが、その実態と歴史的性格については、それ自体奴隸制に近いか、または奴隸制と深く関連すると見做す見解も有力で、仮税を一律的に地代と認むるには大きな問題がある。唐代の均田制下に於ても、職田・公廢田などの官田が民間の租佃(小作)に出されたことがある。官田の佃人が出す租価を地子とよんだが、畝当たり地子額は、開元十九年以後、粟一斗から六斗のあいだに定められた。(掘敏一『均田制の研究』P. 313、一九七五)。田品や土質の差に因るものである。かりに、田品ふつうの土地の、毎畝当たり平年作収穫を一石程度となし(註(22)加藤説)、その地子額を中間の四斗とすれば、租率は四十%になる。これに運送費に当る脚銭などを加えれば、官田の地子もほぼ五十%位であつたろう。唐代民間の莊園で、個人の莊客が地主の莊主に払つた地代=小作料は、ふつうの中等田で、畝当たり五斗、つまり収穫の約半分であつた。唐代では、官田と民間の土地のあいだでは、地代の收取率に余り大きな差がなかつたようである。日本の律令時代に於ても賃租耕営の場合には、耕作者は収穫の一〇%に当る地子を払つたが、地子は地代と見て構わない。公田(乘田)は一般的に賃租耕営の形をとつた。職田・口分田などの場合にも、賃租經營は行われるが、何れも地子は一〇%である。公民の口分

田が賃租經營の形をとるのは、口分田が遠隔地に班給された已むをえない場合に限つた。初期莊園で行われた賃租經營の地子も、公田と同じ一〇%である。要するに、日本の古代社会に於ても、国有地だからといって、その地代がとくべつに安く取られたことはない。

(28) 最も面積が広く、従つて、農民達の耕作地のうち、大部分を占めた筈の下等田を基準にして考えると、本文に依る租税額は、二六・二五斗(水田)で、一石(110升)より約四斗少く、細註に依る租税額は、三七・七斗で、約七斗ばかり多くなつてゐる。本文と細註との間の差額が、何を意味するかよく分らぬが、金氏の説の通り、田品の差に因るものであろうか。すると、当時の田品は、六等級に分れていたことになるが後考をする。本文の税額が普通の土地を対象にしたとすれば、農民の負担は軽くなつてゐる。

(29) 李齊賢の『益斎亂藁』卷九下、「策問」に「……我租宗垂統守成四百年於此矣、經國之謨、取民之制、要皆合於古而可伝於後也、所謂内外足半之丁、転祿之位、役分、口分、加給、補給之名、租税之数、肥饒、饑薄、九等之品、五種之宜、……」とあるのを見れば、ある一定の時期に、田品が九等級に分けられたのは事実である。

(30) 註(25)表を参照

(31) 金氏が計算した「上等」地域(A地域)の一結割りの収穫高及び収租額は別表のようである。

地 目	田 品	租 額($\frac{1}{4}$)	租 額($\frac{1}{10}$)	収 穫 高
水 田	上等	78.75斗	31.5斗	315斗(21石)
	中等	63.75	25.5	255(17)
	下等	48.75	19.5	195(13)

平田	上田 中田 下田	39.375 31.875 24.375	15.75 12.75 9.75	157.5(10.5) 127.5(8.5) 97.5(6.5)
----	----------------	----------------------------	------------------------	--

(32) 九等級田品制は、註(29)の記録にある通り、ある一定の時期に施行されたことは、事実として認めるにしても、これが、成宗十一年以前に、既に施行されていたとは見做し得ない。高麗前期の田品制は、次の史料に見える如く、歳易休耕の農法に依る三等級制であつて、この根本史料を否定すべき理由はない。「文宗八年三月判、凡田品、不易之地為上、一易之地為中、再易之地為下、其不易山田一結、准平田一結、一易田二結、准平田一結、再易田三結、准平田一結」(『高麗史』卷七八、「食貨志」一、田制・經理)。かりに、高麗初期の農作法が、基本的に、連作常耕の仕方に基づいたものとすれば、何よりも、帳籍文書に表れた新羅農民の土地所有量に関する問題が、全く理解出来ない。帳籍文書にみると、八世紀後半より九世紀初の農民達は、毎戸当たり十結をはるかに超過する土地を所有したことになってゐるが、一結は、最低約七千坪に当る面積であったから、毎農家が、十結以上の土地を基本的に連作常耕することは、全く不可能といつてよい。姜晉哲「田結制の問題」(『高麗土地制度史研究』所載)参照。又、高麗の九等田品制が、初期以来、末期近くに至るまで、何ら変動なしに存続したものとすれば、高麗後期のある一定時期に、結負制が面積標準の同積異税制から収税標準の異積同税制(隨等異尺制)に変化した際、当然に結負制は、九等級田品制の伝統を反映して、九等級の面積単位に分類された筈であるが、その痕跡は全く見えない。朝鮮初期の科田法の下に於ても、田品制は、次の史料に見える如く依然として三等級制であった。具体的な史料にみると、世宗二十六年

(1444)、田制詳定法が公布されて、「田分六等」、「年分九等」などの新しい制度が採択され、田品の三等級制は止揚されたようである。「摠制河演以為……自前朝 只以上・中・下三等定制、將農夫手、二指計十、為上田尺、二指計五、三指計五、為中田尺、三指計十、為下田尺」(『世宗實錄』卷四九、十二年八月戊寅條)。「旧制田品 只有上・中・下、所量之尺三等各異、上田尺二十指、中田二十五指、下田三十指、而皆以實積四十四尺一寸為束、十束為負、百負為結、準諸中朝畝法、上田之結、二十五畝四分有奇、實積周尺十五万二千五百六十八尺、中田、三十九畝九分有奇、實積周尺二十三万九千四百一十四尺、下田、五十七畝六分有奇、實積周尺三十四万五千七百四十四尺」(『竜飛御天歌』第七十三章註)

(33) 註(1) 光宗二十四年「判」参照。

(34) 金容慶氏は、この公田を国家所有地であると見做したが、不適当だと考える。光宗二十四年、十二月の、陳田開墾の獎励に関する「判」は、当然に全国の総耕作地を対象にして発布されているが、一結は、最低約七千坪に当る面積であったから、毎農田・一科公田は「租」を國家に納める負担はない。従つて、開墾以後の「租」は、「地代」として、私田並みに扱はれたであろう。

(35) 郷豪に就ては、次のようないくつかの史料が参考になる。「夷政租賦之外 無健訟、在官者公田不足以資用、則亦仰給於富民」(『高麗國經』卷三、城邑・郡邑)「諸州郡縣及亭・駅・津・渡・豪右、競構大屋、踰越制度、非但尽一家之力、实劳百姓、其弊甚多」(『高麗史』卷九三、崔承老伝)、「禁京外豪富劫占負債人、仍為奴婢使喚者」(『高麗史』卷八五、「刑法志」二、禁令)、「民長之称如鄉兵保伍之長也、即民中選富足者為之、其聚落大事則赴官

府、小事則屬之、隨所在細民頗尊事焉」(『高麗圖經』卷一九、民庶・民長)

(36) 高麗時代に、奴婢が土地を所有したことにしての確証はない。しかし、朝鮮初期に於ける奴婢の土地所有に就ては、『經國大典』(卷五、「刑典」・公賤條)にたしかな記録があるから、高麗時代も同様であったと見てよからう。『高麗史』卷二〇、明宗世家十八年五月の、外居奴婢平亮が大財産を作った話は、奴婢の土地所有の事実を物語るものと考へてよい。

(37) 「邯贊有田十二結 在開寧縣、白王給軍戶」(『高麗史』卷九四、姜邯贊伝)、「罷判大府事廉信若、先是信若、口業田在峯城県、仲夫奪之、既而還之、至秋信若遺奴穢、仲夫家奴邀奪、因与相鬭、仲夫遣人、捕信若奴、付街衢獄殺之、遂告重房効之、王不得已、乃罷信若」(『高麗史節要』卷十二、明宗七年七月)、李佑成氏は、口業田を両班永業田(功蔭田)であると解釈した(李佑成「高麗の永業田」・『歴史学報』二八輯、一九六五)

(38) 註(18)参照。

(39) 註(26)参照。

(40) 姜晉哲「高麗時代の農業經營形態」(『韓國史研究』一二)、一九七六、『高麗土地制度史研究』所収)

(41) 註(26)の『高麗史』の記録に依ると、政府は軍人田の耕作を佃戸に委せるように決定している。これは、軍人田全部について佃戸經營をとると云う意味ではなく、従来、養戸が耕作に当っていた部分、すなわち、軍戸家族の耕作労力を超過した部分の土地の耕作に限り、そのような決定を下したのであるう。

(42) 詳しくは、註(40)姜晉哲論文参照。

(43) 寺院田が、免稅地であることは、今までの通説である。宮院田(私有地)の經營に於ては、註(12)の『高麗史』の記録の

高麗前期の「地代」に就て

如く、いろいろ、特權が与えられていた。特權のうちには、「免稅」も含まれていたと思う。朝鮮時代の王族の私有地である宮房田は免稅地であった。『万機要覽』財用篇二、免稅條参照。

(44) 鄭道伝『三峯集』卷七、「朝鮮經國典」上、賦典・經理

(45) 徐兢『高麗圖經』卷一九、民庶・農商

(46) 高麗時代の農作法が、十三世紀の後半期頃、基本的に、歳易休耕の作法から常耕連作の作法に、発展した事は、拙稿「高麗時代の地代に就て——とくに農莊と地代問題を中心として」(『震檀學報』五三・五四合併号、一九八二) 参照。金容燮「高麗時期の量田制」(『東方學志』一六、一九七五)・李泰鎮「一四五世紀の農業技術の発達と新興士族」(壇國大學校『東洋學』第九輯、一九七九)・宮嶋博史「朝鮮農業史上に於ける一五世紀」(『朝鮮史叢』三、一九八〇)・金泰永「科田法体制下の土地生産力と量田」(『韓國史研究』三五・一九八二)などは、農法の発展を取扱った代表的労作である。

尚この問題については、註(32)に見える『高麗史』・『朝鮮王朝實錄』からの引用史料を参照。田品を分ける基準が休耕の頻度から、土質の肥沃度に依り結の面積を調節する方法に變つた事は、既に常耕連作法が、基本的に、歳易休耕法を克服した事を意味するものである。

(47) 李佑成「高麗末期の羅州牧 居平部曲に就て」(『震檀學報』第二九・三〇合併号、一九六六)に依れば、高麗末期には、村落に於ける異姓雜居の現象が明白であり、もはや村落を血縁集團の居住地と見ることは出来ない。後期の激しい階層分化と、蒙古の戦乱に依る村落破壊の結果が然らしめたのであるう。

(48) 形止記に就ては、武田幸男「淨兜寺五層石塔形止記の研究」(『朝鮮學報』二五、一九六二) 参照。

(49) 武田幸男「新羅の滅亡と高麗朝の展開」(『世界歴史』九、中世三、岩波書店、一九七〇)

(50) 両班田(私田)が両班の所有する民田の上に設定されるることは、考えられないこともない。すると、朝鮮の科田法と似たような構造になる。しかし、科田法の場合とは違って、田柴科

体制下では、公田と私田とでは、租率が異っていたので、こゝに問題が起る。私田の租率は公田の倍であるから、かりに、両班の民田の上に両班田が設定されたとしたら、支給額を倍にして免稅したら、一應問題は解決される。いかがなものであろうか。しかし、浜中昇氏が云われたように、すべての両班田を両班あるいは、その親族の所有地(民田)となすのは不當であろう。先に指摘した租率の関係があるからである。本文で述べた通り、両班田が民田の上に設定されたとしたら少からぬ矛盾が生じる。浜中昇「高麗田柴科の一考察」(『朝鮮史研究会会報』第六四号、一九八一)参照。なお、浜中氏の見解は、ごく簡単な研究の要約であるために、詳しいことはよく分らない。

(51) 高麗時代も、朝鮮初期にも、只の収租権者を田主とよんだ記録は頗る多い。反面、土地(民田)の所有者が、納租者の意味で、佃戸とよばれた。田主と土地所有主は必ずしも一致しない。

(52) 詳しくは、姜晋哲「韓国史の時代区分に就ての一考察」(『震檀学報』二九・三〇合併号、一九六六)を参照。

(53) 民田の租率が「什一」(十分之一)に引き下げられたのは、高麗後期に至り、農莊が全国的に拡大・普及される前後のことである。その歴史的背後には、生産力の発展・結負実績の縮少など頗る大きな変動があった。従つて、税率低下後と雖も、税率が低下した比率だけ(一五%→一〇%)農民の租税負担量が

軽くなつたわけではない。農民達の現実的租税負担量は、租率改定の前後を通じてさほど大きな変化はなかつたであろう。註(46)金容燮論文参照。(この論文は、一九八一年十一月六日三田校舎の教室で行つた講演の草稿に補修を加えたものである。)